

# オランダ東インド会社の自由な海を 閉じるリヴァイアサン —グロティウスの戦争権に対するセルデンと ホッブズの主権による平和—

角 田 俊 男

## 序論—イングランド内乱期のグロティウス受容と帝国の国際関係思想

本論は地域的に限定された主権国家相互間の多元的秩序による世界帝国批判という関心から、初期近代の戦争と平和をめぐる主権論と両インド世界史叙述の関連を、各国の東インド会社と主権国家の間の戦争権をめぐる自然法論を軸に、通商と鎖国の帝国の国際関係思想を考察する研究への試論である<sup>1</sup>。自由な海の象徴する〈商業の社交性〉から帰結した戦争と世界帝国支配に対して、リヴァイアサンが象徴する個別の主権による自由と平和共存の国際秩序の構想が議論の焦点となる。

この研究で、「インド」は、16世紀から18世紀を扱うので、当時の「ヨーロッパの視点」に内在的に、広義の東西インドを含むグローバルな広域の意味のままで用いる。「視点の交差」はヨーロッパとインドの視点の対立に加えて、「ヨーロッパの視点」の複数性と相互批判にも目を向ける。ヨーロッパとインドで分けし対立させる把握では不十分で、ヨーロッパの視点は一つではなく、そこにはヨーロッパ諸国間の競争と相互批判から「インドの視点」となるものが含まれる。

<sup>1</sup> 本論文は科研の協同研究〈植民地期インドをめぐる思想の諸相：ヨーロッパの視点とインドの視点の交差〉の筆者の担当主題のうちの最初の17世紀の部分である。なお、これに続く今後の第2の項目としては、18世紀に移り、デイドロやレーナルの両インドの交易植民の歴史叙述によって、国家主権論から両インド植民地の民衆の主権の抵抗に開くグローバル・ヒストリーを論究し、英仏の競争でイギリス東インド会社に対抗するフランス東インド会社の反省にも着目することで、「ヨーロッパの視点」を超える帝国批判の可能性を探る。さらに、第3の研究項目は、世界帝国のグローバリズム批判の一つの帰着点として、フィヒテ『封鎖商業国家論』を日本の鎖国論との連関と比較も含め検討する予定である。

インドやオランダとの帝国をめぐる国際関係と通常は無縁とされるイングランド内乱期の思想を関係づけることを試みることで、オランダの帝國的な「ヨーロッパの視点」に対するイングランドからの批判に「インドの視点」につながる帝国批判の萌芽を探求することを意図している。つまり、ホップズ主権論のグロティウスとの脈絡を、グロティウスが正当化した海の自由論をめぐるオランダ東インド会社（Verenigde Oostindische Compagnie 以下 VOC と略す）とオランダ共和国の思想のホップズによる批判的受容に見出す。VOC とオランダ共和国が東インド地域を植民地化する海洋帝国に膨張していくグローバルな戦争状態としての自由な海のアナーキーな国際関係を、限定的な地域ごとに平和な法秩序に閉鎖する国家主権の構想として、ホップズに目を向ける。

これまで内乱期のイングランド政治思想は国内のコンテキストで主に研究され、適切にも宗教と政治の関連が最大のテーマであり（宗教の権威を政治の主権に従属させる点で三者は一致する）、帝国やインドとの関係は通常は問われない。同時代の事象である内乱と対オランダ戦争や航海法を通じた商業帝国への出立との関係は、思想史研究では未解明の部分が多いようである。グロティウスを受容し、セルデンのグロティウスへの反論を転用したイングランドの共和主義者に対するホップズの批判に着目し、彼の主権論が帝国批判につながる具体的な脈絡を明らかにする。オランダ商業共和国が海洋帝国に拡大する脅威、その機関である VOC、そしてそれを弁明するグロティウスの言説に対して、『リヴァイアサン』はどのように関係していたか。VOC の法人主権論によって、交易会社が主権者として交戦権を行使し帝国支配に向かう環境となる戦争状態に対する批判として、ホップズの主権論を読むことを提起する。

初期近代の国際・帝国思想の先行研究について、概観して整理し問題点を提起しよう。西欧の自由主義と帝国主義の共犯関係を指摘し、自由主義の個人の主体的権利と国家主権＝帝国（imperium）の同位性を好戦的な暴力性に批判する解釈は既に定説となっていると言えよう。帝国批判の問題関心から初期近代のグローバルな政治・国際法思想史研究が様々に展開している。経済思想史でも「平和な商業」から競争・嫉妬・戦争のつながりに着目する研究が積み重ねられてき

ている<sup>2</sup>。しかしながら、第一に、自由主義と帝国主義のつながりを指摘する学説は、グロティウスのVOCとの提携を基点とするが、それ以降も各国の東インド会社は重要な帝国の展開に重要な役割を果たしているにもかかわらず、思想史には十分には登場しない傾向がある。これは帝国史研究の展開と思想史をいかに結びつけるかという課題である。

第二に、関連して、東インド会社史の研究が初期からの会社の主権の重要性を明らかにしたことが思想史研究に反映されていないことがある。スターンによるイングランド東インド会社の前期の歴史の再解釈は、設立当初から単なる貿易会社ではない史実を論証したが<sup>3</sup>、会社か国家かでなく、会社=国家という両義的な規定は、曖昧なままで、会社の法人主権の在り方、国家との関係は解明されたとは言えず、17世紀の様々な意見を思想史が取り上げ分析する必要がある。会社史の新たな解釈は、会社の法人主権に対する批判ともなる絶対主権論が会社の帝国史研究と思想史をつなぐ中心軸となることを示唆している。個人と国家を同定し、戦争の自然状態を国際関係のモデルとする解釈の枠組みは十分に適切なのか。国内政治思想を国際思想につなぐときに、主権論を帝国支持論にのみ適用す

<sup>2</sup> 後述するタックとアーミテイジの研究や以下で個別に参照する著作のほかに、主なものとして、Jennifer Pitts, *A Turn to Empire: The Rise of Imperial Liberalism in Britain and France*, Princeton University Press, 2005; Anthony Anghie, *Imperialism, Sovereignty and the Making of International Law*, Cambridge University Press, 2007; Onur Ulas Ince, *Colonial Capitalism and the Dilemmas of Liberalism*, Oxford University Press, 2018; Jennifer Pitts, *Boundaries of the International Law and Empire*, Harvard University Press, 2018. さらに帝国思想史研究は、Sankar Muthu, *Enlightenment against Empire*, Princeton University Press, 2003; Sankar Muthu ed., *Empire and Modern Political Thought*, Cambridge University Press, 2012等を参照。商業・競争・戦争の関係は、Istvan Hont, *Jealousy of Trade: International Competition and the Nation-State in Historical Perspective*, The Belknap Press of Harvard University Press, 2005 (イシュトファン・ホント『貿易の嫉妬—国際競争と国民国家の歴史的展望』田中秀夫監訳、昭和堂、2009年); Sophus A. Reinert, *Translating Empire: Emulation and the Origins of Political Economy*, Harvard University Press, 2011; Anoush Fraser Terjanian, *Commerce and Its Discontents in Eighteenth-Century French Political Thought*, Cambridge University Press, 2013; Bela Kapossy, Isaac Nakhimovsky, Richard Whatmore eds., *Commerce and Peace in the Enlightenment*, Cambridge University Press, 2017。

<sup>3</sup> Philip J. Stern, *The Company-State: Corporate Sovereignty and the Early Modern Foundation of the British Empire in India*, Oxford University Press, 2011, p.42によれば、イングランド東インド会社は交易上の独占を超える政治的な権利と責務を特権で付与され、海外での統治、和戦、植民と要塞の構築、立法、通貨の鑄造にわたる広範な権限を振るった。

るのは単純化ではないか。私人・個人から主権者を峻別するホッブズの主権論の観点は会社の主権論や戦争権への批判になるだろう。

第三に、初期近代の自由主義思想の帝国主義的な戦争権の系譜の側面を指摘した意義は高く評価されるが、それだけを強調するのは一面的で、近代自由主義思想には再評価すべき側面も多々あるように思われる。西欧諸国の競争の過程でなされた相互批判から、「ヨーロッパの視点」に「インドの視点」も含まれていたことが言えないだろうか。つまり帝国批判、植民地の解放や世界の平和共存に有効な潜在的な思想資源の含意をみるべきだろう。アナキーな国際関係のリアリズムの創始者から平和を追究し帝国を批判するホッブズ像への転換をはかる再評価は説得力をもつように思われる<sup>4</sup>。

さらに、具体的にタックとアーミテ이지の主要な研究について、その偏りや課題と思われる点を指摘する。タックによれば、セルデンの『閉鎖海論』の理論の中心は、所有物の原初的共有を「消極的共有」でなく、「積極的共有」と解釈したことにある。海洋を含めた世界は無主物ではなく、共同所有に置かれていた。この共同所有から抜け出るには、所有者間の取り決めが必要で、その合意に基づき占有は所有権の権原となる。タックは共存のための共同所有を制限する合意の取り決めよりも、それ以前の状態の方に着目し、共同所有の意義を万物に対する万人の自然権を提示したことに求める<sup>5</sup>。しかし、消極的共有概念でも万物への万人の自然権が認められる点は同じで、むしろ、セルデンの意義としては、所有権に関する合意の取り決めの前提に着目すべきではないだろうか。同様に、タックは『ヘブライ人の教義に従った自然法と諸国民の法について *De Iure Naturali*

<sup>4</sup> 道徳・法の主観主義と実定法を強調したホッブズ像は戯画化であり、自然状態や国際秩序における自然法の適合性を説く平和の政治学として再評価するホッブズ研究として以下を参照、Noel Malcolm, "Hobbes's Theory of International Relations," in *Aspects of Hobbes*, Oxford University Press, 2007; Larry May, *Limiting Leviathan: Hobbes on Law and International Affairs*, Oxford University Press, 2013; Theodore Christov, *Before Anarchy: Hobbes and His Critics in Modern International Thought*, Cambridge University Press, 2017.

<sup>5</sup> Richard Tuck, *The Rights of War and Peace: Political Thought and the International Order from Grotius to Kant*, Oxford University Press, 2001, pp.116-118 (リチャード・タック『戦争と平和の権利—政治思想と国際秩序 グロティウスからカントまで』萩原能久監訳、風行社、2015年、206-208頁)。

et Gentium iuxta Disciplinam Ebraeorum』の解釈でも、私的所有に先立つ合意、近隣の諸民族との平和共存の取り決めよりも、それが存在しなかった仮定の場合の戦争権の方を強調し、「先立つ損害も安全の確保も戦争の必要条件ではなく、支配権を拡大することだけでも、その十分な理由となる」という信条がユダヤ人やその周辺民族に一般的に行き渡っていたという「驚愕すべき結論」を指摘している。タックはセルデンの戦争権を強調し、「かつてヨーロッパのどの理論家によって提示されてきた領土拡張戦争の擁護論よりも極端なもの」として、人文主義の戦争論の頂点であるホップズにつながる系譜に位置づける<sup>6</sup>。

しかし、ホップズの自然状態論との類似性を強調したこの理論的な解釈はセルデンの実践とずれがあり、思想史は現実の歴史にもっと注意を向けるべきと言わざるを得ないだろう。セルデンがその議論をアメリカにおけるヨーロッパ人の植民活動の正当化に体系的に適用せず、関与していたヴァージニア会社の理論的問題に「驚くほど無関心であった」ことを、タック自身が認めているのである<sup>7</sup>。戦争権論は平和共存の合意がなければという仮定上の議論に過ぎず、セルデンが実践問題に適用しなかった限り、征服戦争の擁護者と解釈しないのが自然ではないだろうか。セルデン自身の意図の強調点は、戦争権よりも合意の取り決めの展開の方に置かれていたのである<sup>8</sup>。

次にアーミテイジによるブリテン帝国のイデオロギー起源の研究を検討する。政治史のコンテキストにおいて、「海洋帝国」のイデオロギーの生成に焦点を置いたアーミテイジは17世紀の諸対立、国王大権と共和国、チューダー朝の自由海論とスチュアート朝の閉鎖海論、オランダとの漁業権交渉でのイングランドとスコットランドの対抗に論及しながら、歴史の細部の流れの中で、「海洋帝国」

<sup>6</sup> Ibid., pp.118-120 (209-210 頁).

<sup>7</sup> Ibid., p.119 (210 頁).

<sup>8</sup> 「イングランドにおける共有権は、それぞれの共有地利用者がどれだけの木を切り倒してよいかなどに関する合意と慣習の複雑なネットワークによって統御されていた」(Tuck, op.cit., p.118 (208 頁)). 本論は、『閉鎖海論』はそうした取り決めの詳細を国際海洋法において跡付ける歴史研究と解釈する。

<sup>9</sup> David Armitage, *The Ideological Origins of the British Empire*, Cambridge University Press, 2000, pp.100-124 (デイヴィッド・アーミテイジ『帝国の誕生—ブリテン帝国のイデオロギー的起源』平田雅博他訳、日本経済評論社、2005年、143-169頁).

イデオロギーをイングランド・ブリテンの対外戦略として、マイナーな論述家も含めた様々な議論の展開を整理している<sup>9</sup>。しかし、自由海と閉鎖海の大きな対抗の基点にあったグロティウスの自由海論の契機でもあり、その正当化が目的でもあった、VOCとの関連には触れることがなく、主に国内の政治情勢やそれとの関連で西欧の強国、スペイン、オランダ、フランスとの競争関係に言及するにとどまり、両インド世界との関連は除かれている。閉鎖海論はインド会社やその植民地に対して、どのような意味を持っていたか、この点は未解明に残されている。

スチュアート朝のもとで執筆公刊されたセルデンの『閉鎖海論』のラテン語による原著から、共和国の成立後のニーダム (Marchamont Nedham) による英訳への変化については、オランダとの対抗から海の支配の主張を引き継いだと、アーミティジは連続性を認めるだけであるが<sup>10</sup>、制限君主政のセルデンと共和主義のニーダムの間で国際思想における変化を指摘することはできないだろうか<sup>11</sup>。グロティウスがVOCの私掠の弁明から『戦争と平和の権利』につながる彼の言論・思想活動を開始したのと対照的に、セルデンとホッブズは、ヴァージニア会社の実務に関与しながら、そこに主権や征服の理論を適用し植民を正当化するような著作を展開していないという違いは、思想史研究においても強調すべきであろう。グロティウスやニーダムのような商業共和国や東インド会社の拡大主権につながる言説、そのローマとオランダの共和国→帝国モデルに対して、地域的に限定された絶対主権についてのセルデンやホッブズの言説を対抗するものと本論では位置づけるだろう。自然状態としての自由な海が私企業を含めた様々な形態の主権者の戦争権に開かれていたことから帰結する世界帝国への軍事拡張に対して、歯止めとなる法の支配の国際秩序の構想を、不分割の絶対主権によって閉鎖された海（自然状態を克服した政治状態の領海）とその複数の国家主権間の取り決め・

<sup>10</sup> Ibid., p.118 (161頁)。

<sup>11</sup> 拡大共和国が征服戦争により帝国に膨張する傾向はローマ史によって示され、絶対君主政と比較して自由な共和国が属州の圧政に向かう傾向は政治学の一般原理の一つとしてヒュームも着目している (David Hume, "That Politics May Be Reduced to a Science," *Essays Moral, Political and Literary*, Eugene F. Miller, ed. Indianapolis: Liberty Fund, 1987, pp.18-21 (ヒューム「政治は科学になりうる」『道徳・政治・文学論集』田中敏弘訳、名古屋大学出版会、2011年、13-15頁)。

条約に読み取ることを本論では提唱する。会社の法人主権の横暴を抑制し、主権を君主や議会の大権に不可分に統合し、その主権＝管轄権のもと個別の私的所有権が保護される自由な帝国は、領海の拡張を要求する海洋帝国のイデオロギー戦略だけに尽きない国際関係思想的意味を示唆するだろう。自由海論と閉鎖海論の対立は、単に海洋帝国イデオロギーとしてまとめるだけでは不十分であるように思われる。

主権論の帝国批判の含意を中心にした本論の主な議論を予示すれば、次のようである。第1章はグロティウス自然法学と VOC の密接なつながりを確認する。オランダ連邦共和国と VOC の両方に見られる主権の分割が、通商の自由を支える武力行使の権利となる。イスパニアの世界君主政に対する会社主権による挑戦は、植民地主権の抵抗という意味で「インドの視点」と評価できるが、他方で、グロティウスの説く自由な海は植民地独占を狙う会社＝帝国の戦争の場となった。自然状態の海で交戦権をもつ会社主権が先導するオランダの拡大共和国は、征服戦争権と懲罰権を振るう帝国支配を用意する「ヨーロッパの視点」の体現に他ならなかった。私人への主権の分割の理論は、VOC 法人主権がインドの主権に浸透し分有することを許し、インドの主権は保全されず植民地化されていくことを指摘する。

続く各章で、VOC の普遍的な独占支配に対抗する領域国家の分節された統一主権論を、グロティウスの『自由海論』を反駁したセルデンからホップズの系譜に論証する。第2章において、限定された国家絶対主権により閉鎖されたセルデンの領海の歴史論が示唆するのは、特定海域の政治状態化であり、関係国家間の法慣習としての諸国民の法の合意から、国家間の相互の協調が平和と自由の度合いの高い国際関係を可能にする構想であった。さらにブリテン諸島周辺から大西洋に広がる海域を領有し支配する主権王国（「ブリテン海洋帝国」）の歴史は、海洋の島国としてのイングランド国民のナショナル・ヒストリーの創出と位置づけることができる。

『リヴァイアサン』を扱う第3章が提案するのは、そこで論及するホップズの自然状態から絶対主権への理論をグロティウスの VOC の私的な戦争権への批判

と読むことである。主権を篡奪する私企業の普遍独占支配に対抗する領域国家に分節された不可分の絶対主権論から、主権者以外の主体による私的な懲罰権の否定は、グロティウスのVOC弁明に対する批判と解釈できる。各国の個別主権の不可分の絶対性は、国法の支配する個別領域への限定を導き、帝国への拡大を警戒する。そして平和の自然法が主権国家間の協調関係を指示することにも論及する。

続く第4章では『リヴァイアサン』における交易会社論から始め、ホップズの従属諸団体や国家財政論に目を向け、国家主権の絶対性からの会社主権批判を中心に、主権の管轄のもとに置かれる所有権と契約の理論によって、臣民の私的自由が国家主権の国法の支配と両立する形式で確保拡充されて、臣民の安全と平和を犠牲にする軍事主義的な体制と対立することを論証し、戦争権を拡大するVOCが主導するような帝国支配に対する批判を示唆することを明らかにする。

第5章ではホップズの内乱史『ビヒモス』に転じて、より具体的にオランダとの抗争の同時代史がホップズの目にどのように映っていたかを通して、そこにこれまで見てきた主権や領海権の理論と内乱から共和国の時代の対オランダ戦争の歴史との脈略に光をあてる。セルデンを英訳再版した共和主義ジャーナリストのニーダムの『閉鎖海論』のオランダ戦争の時期への適応に論及する。帝国を抑制する協調の国際関係としてのセルデンの諸国民の法に対して、『閉鎖海論』を専有した共和主義者は好戦的な拡大共和国のヴィジョンを説き、ローマやオランダのモデルによる国家改造によって、オランダ海洋世界帝国に抗い競い合う戦争を扇動した。スチュアート朝時代に書かれたセルデンの君主大権の保持する海への領有・支配権は君主政を枠組みとしていたが、海への権利は残部議会の拡大共和国に対する愛国心に移し替えられた。

セルデンは共和主義者によって専有されたように、グロティウスの軍事帝国論の否定としては両義的であった。征服による事実上の実効支配を正当化する加筆の点では、ホップズの『リヴァイアサン』も共和国に妥協した面があったが、臣民の安全と平和を主権者の唯一の目的に設定した彼の国家主権論は、グロティウスの私的な戦争権に対する批判をより明確にしたことを見るだろう。

## 第1章 オランダ東インド会社とグロティウスの戦争権

セルデンやホップズがグロティウスの『自由海論』と『戦争と平和の権利』を参照したことは確かであるが、それがどの特定の版であるか確定し、2人が実際に具体的にどのようにそのテキストの個々の部分を読み、どのようにそれが彼らの著作に直接反映しているか、という思想交流の歴史的研究は、本論ではなしえず断念している。東インド会社の実践と彼らの思想の関連については推測して論究するけれども、本論はあくまで三者のテキストの間の理論的レベルでの比較研究に止まる。本論の関心は東インドとの間の交易植民を推進した東インド会社と彼らの思想の関連であるので、グロティウスの著作のうちで、VOCとの関連が最も直接的と言える『捕獲法論』<sup>12</sup>を主な対象とする。ただし、この著作は19世紀後半まで公刊されないままであったので、セルデンとホップズには直接全体を利用できなかった。彼らが利用できたのは、『捕獲法論』の第12章のみを独立させ公刊した『自由海論』である。『自由海論』と第12章は内容的に変わらないので、VOCの実践への直接的な関与が濃い『捕獲法論』のテキストのうちで、セルデンとホップズに思想内容が伝達可能であった部分として、第12章のテキストを中心に、「インドの視点」から読んでいこう。必ずしもヨーロッパの近代国際法や政治思想の研究関心から読むのではなく<sup>13</sup>、「インドの視点」と断わる

<sup>12</sup> 本章では *De Jure Praedae Commentarius* の現代の英訳 *Commentary on the Law of Prize and Booty*, Martine Julia van Ittersum ed., Gwladys L. Williams trans., Indianapolis: Liberty Fund, 2006 を以下参照し、本文中の括弧に参照したページ数のみ記す。後述のように、従って、本論はグロティウスの著作の全体的な展開を追究することはできない。『捕獲法論』は読み込み過ぎる危険性のある著作とされるが、VOCとの実践的な関係は明確であろう。なお、グロティウスとVOCとの関係で本論がインドと言うときは、今日の東南アジア地域を指すが、そこへ至るインド洋等の海洋も含む。

<sup>13</sup> グロティウス思想の全体像の研究として参照すべきは、太田義器『グロティウスの国際政治思想—主権国家秩序の形成—』ミネルヴァ書房、2003年で、『捕獲法論』での神法による私戦の正当化から『戦争と平和の法』の世俗的な自然法論の展開まで、戦争権=抵抗権をもつ私人を統合する主権国家の相互の平等な国際秩序を「実践上の調和」という思想全体の中心主題として追究したという総合的な解釈を提示している(92-93, 159, 204-208頁)。こうした解釈からはむしろグロティウスへのセルデンとホップズの近接性も指摘できるだろうが、本論では、東インドとの関連では、グロティウスがVOCの私戦の弁明論を1600年代に書き、その後もイングランドとの交渉の席でVOCの東インド交易独占を現地諸国との条約で正当化するなど、関与し続けたことも事実であり、ヨーロッパの国際秩序におけるグロティウス理解としては限定的で不十分になるが、グロティウス

のは、オランダの接近に直面した同時代の「インド」の人々の視点を想像して、彼らに見えたであろうグロティウスのVOC正当化のための自然法論の問題性への感受性を高めるよう試みるためである。東インドとの関係というグローバルな連関の問題意識で読むときに、第12章の始めの部分で、「神の意志は人類の友好が相互の必要や資源で育まれることにあり、個人が自身を自給自足と見なし、非社会的になることがないようにするためである」(303)と述べているのは、セルデンとホップズによる領海論と主権論と比較しながら、ヨーロッパとインドの関係を考えるうえで示唆的で、本論の解釈の導きとなる。

オランダの各都市の交易会社はVOCへの統合で強化され、オランダのスペイン・ポルトガル世界君主政への抵抗の一環として、東インド地域でポルトガルとの抗争に従事していた。VOCがグロティウスに『捕獲法論』執筆を依頼する契機となったのも、シンガポールの海峡でのポルトガル商船の莫大な額の積み荷のオランダ商船による私掠の成功であった。グロティウスは、最初に、オランダを排除しようとするポルトガルの東インド領有権の否定から第12章を開始する。一見すると、グロティウスの論調はポルトガルを非難し、インド側に立つように読める。彼はポルトガルの東インド領有の根拠であった3点を否定する。すなわち、(1)「発見」の権利は「先占」を伴わないと無意味であるが、ポルトガルの領有権はインドの歴史的事実に合わない(306)、(2)ローマ教皇は「全世界の政治的世俗的な支配者」ではなく、インドを分配する権限はない(310)、(3)ポルトガルはインドに対し侵略占領したこともその正当な理由もなく、戦争に基づく領土への権利はない(311)。

スペイン帝国支配の原理であった「異教徒 infidels」や「蛮族 barbarians」を

---

のインド論との対比から、インドにおけるヨーロッパの植民地主義の批判につながる側面をセルデンとホップズに見出すことを試みる。

オランダ連邦議会、各州政府、VOC、個人の四者の権利の間の両立性を説明していないことが、『捕獲法論』では『自由海論』よりも明らかで、『戦争と平和の権利』(1632年第2版)に向けてのグロティウスの思想の発展は、彼が「国家主導の国際法・貿易観」に移り、セルデンの『閉鎖海論』により近づくことを示している(Mark Somos, "Open and Closed Seas: The Grotius-Selden Dialogue at the Heart of Liberal Imperialism," in Edward Cavanagh ed., *Empire and Legal Thought: Ideas and Institutions from Antiquity to Modernity*, Leiden: Brill Nijhoff, 2020, pp. 325-326)。

キリスト教と文明を伝え教化するという理由は、敵国スペインからビトリア (Francisco de Vitoria) を参照するなどして、反駁される (308-309)。その時にグロティウスは両インドの人々を「異教徒」や「蛮族」だから権利を認めないのではなく、世界市民的な「人類社会 human fellowship」(303,305) に包摂しようとする。インドはポルトガルが先占できたような無主地では全くなく、インドの諸民族は「ポルトガルの奴隷でなく、自身の権利を持つ自由人」(314) であると、その所有権と主権を承認するのである<sup>14</sup>。

しかし、「インドの観点」からは、この人類社会論は不吉な裏面をはらんでいた。グロティウスは「欲待の法」の帰結について、ビトリアを引用している。

もしスペイン人がインディオによって彼らの間で旅行したり居住したりすることを禁じられたとしたら、あるいは、もし諸国民の法や慣習のもと共通財であるものを共有することを妨げられたら、つまり、通商の実践を妨げられたら、これらの原因はスペイン人にインディオに対する戦争の正しい根拠となっただろう。(304)

人類同朋として通商の交流に入るように強制され、拒否すると人類の法の違反者、人類の権利を侵害する犯罪者として懲罰の対象となるというのである。「異教徒」「蛮族」という理由で、別の範疇に置かれ放任される方式で寛容されるわけではなく、自由な通商の権利主体として認められることは、通商関係から免除されなくなることを意味した。改宗と文明化を強いるスペイン帝国に代わって、オランダの通商は、インドの人々に権利主体として契約の責任や権利侵害の賠償責任を負うように強いることになる。ポルトガルが来訪した時代に、東インドの先住民は「異教徒」であっても、所有権を享受していたことに触れながら、それを「正当な理由がなければ奪われることのできない属性」と付言し、さらに「何か他の罪悪がない限り」キリスト教徒は「異教徒」という理由だけで主権を奪うことはできないと、グロティウスは述べている (308)。これは逆に言えば、正当な懲罰

<sup>14</sup> グロティウスのスペイン・ポルトガル帝国批判から、フィッツモリスは所有権と主権の彼の自然法の言説が帝国に反対することにも利用されたので、彼は西欧からの普遍的な帝国支配の思想家ではないと、主張している (Andrew Fitzmaurice, *Sovereignty, Property and Empire 1500-2000*, Cambridge University Press, 2017, pp.99-101)。

の結果として、国境を超えて、外国人がインドの人々からも所有権や主権を奪うことの正当化を示唆する。「神の意志は人類の友好が相互の必要や資源で育まれることにあり、個人が自身を自給自足と見なし、非社会的になることがないようにするために」という神の世界観は、VOCにとって通商の強制を正当化するだろう。グロティウスのいう「人類社会」は利己心の相互的な取り引き関係であるが、その過程で所有権の侵害があれば、その賠償を戦争の権利に訴えても追求する意味で戦争状態に他ならず、インドの永続的な平和は通商に起因する絶えざる戦争で破られるだろう。個人が私的戦争を行う自然権を強調するグロティウスは、個人の集合である交易会社の戦争権も主張する(302)。

会社の航海交易の自由を主張する目的でグロティウスは、ポルトガルの東インドへの航路となる海洋の独占に反対し、開かれた自由な海を立証するために、海の所有権や管轄権について理論的な検討をする。最初に所有権一般の時代による変化、歴史から、所有権のない時代からどのように所有権が発生したかが論究されるが、これは海の特性や所有権と主権との関係を考えるうえでも重要で、さらには後の啓蒙思想の所有権論の基点としても評価されるが<sup>15</sup>、ここでは学説史的な系譜よりも、交易と植民を迫る準主権者的な武装会社とインドにとって持った意味から検討する。原初の時代では、「所有 dominium」と「共有 communio」の意味が現代とは異なることにグロティウスは注意する。前者は排他的な所有の意味でなく、後者は国有のような特定の社会にのみ配分された所有物ではないのである。神からの全人類への万物の授与から、全人類が、個人に配分されていない「普遍的で未限定の意味で」万物を無差別に共同利用する権利を持っていたという想定がグロティウスの所有権論の基本となる(317)。近代の排他的な私的所有は存在せず、消極的な意味の共有性であった。

この状態から人類の過剰か自然の不足を指定すれば、ホッブズの自然状態での所有の不安定に行きつくであろうが、グロティウスは人口と資源のバランスの中間的な状態と見たようで、所有の区別の導入は「突然の移行ではなく、漸進的な

<sup>15</sup> Stephen Buckle, *Natural Law and the Theory of Property: Grotius to Hume*, Oxford University Press, 1991.

過程」とした。このように歴史的な観点が導入されるが、プーフェンドルフやスコットランド啓蒙の狩猟採集→放牧→農業→商業の生産力様式の発展段階論などは示唆されないで、個人による使用が消費となり他者の使用が不可能となる食品から、個人による使用で他者の使用には不便となる衣類などに排他的な私的所有権が広まり、不動産も消費される食料や牧草を育成する目的と結びついていたために、また不動産の量が無差別の共同利用には不足していったために、所有権が広がったという通時的とともに共時的でもある説明をしている(317-318)。

所有権を創設する起源の「法」が「占有 occupatio」で、「身体的な密着行為」から境界の設定によって獲得保持される。こうした「所有権の進化の後の段階で」交易が広まり、同時期に国家の確立が始まるとされており(319)、所有権を国家主権に先立つとする点は、後述のようにホップズと反対である。そして、個人の私有財産と同様に、国有財産など公有の所有権も先占で獲得されると説明しているので(320)、こうした自然や土地に対する物理的な先占の原理自体はヨーロッパとインドで非対称ということはなく、普遍的な原理とされているが、明言の同意なく私的所有権を攻撃的に拡大していく普遍原理は、ヨーロッパの準主権者的な交易会社のインド侵出に適合的であり、事後的に契約の合意という形式を与えられ正当化されるとしても、先住民との対等な折衝協議なしで、香料諸島の独占のように、一方的な所有権の獲得を正当化するという実践的な帰結に至り、西欧国家と結びついた民間交易会社の侵出による植民地獲得が是認される道を開いたのである。「人類全体との関係で諸国民は私的個人の位置を占める」(330)ことから、私人の先占による土地所有権の競争は、西欧国民による排他的な領土獲得において一層強力に展開されることを後押しする所有権論と言える。

グロティウスが所有権生成の理論から引き出す推論は次の二つである。第一に、先占されないものは私的所有権の対象にはなりえない。第二に、個人が使用しても他の人々によって一般に使用されるに十分豊富なものは始源の共同利用状態にとどまる(320)。これから、流水、大気と並んで、海がこの共有財となり、ローマ人によっても自然法や諸国民の法のもとで認められ、「無主物 *res nullius*」と

されたのだが、グロティウスの区分によれば、共同利用に供されず先占で私的所有物となる野獣のような種類の無主物とも区別すべきで、海は常に人類全体の共同利用に開かれ私有化されないことを「人類全体の一致した合意」によるものと規定している。グロティウスの所有権論は先占の原理が主であるが、合意の契機も必ずしも排除しているわけではない。しかしながら、人類全体の合意は実際の明言的な協議選択ではありえず、先占が広く普及していることからの推定に過ぎないだろう。

「自由な海」という主題はグロティウスが海の絶対的な開放の主張をしている印象を与えるが、彼は海洋だけでなく海岸も共有され私的所有にはならないと断言しながら、一部が先占を受け入れるならば、共同利用の妨げとならない限り、先占者（個人や国民のような公共体）の所有となりうると修正していることも理解すべきであろう。航行などの一般利用を阻害しない条件で、岸の建造物や入り江の生簀や養魚場を排他的な私的所有の場として容認するなど、ローマ法の様々な事例から具体的な法律論にも論及している（323-327）。

しかし、グロティウスの議論の基調は、私有はあくまでも一部の海に限定された特殊な例外で、河川と異なり、「海はどの部分であっても特定の国民の領土に属するとみなすことはできない」という領海の否定にある（328）。領海の否定と両立する「ローマ帝国の海」の解釈は、「領有権と区別した保護と管轄権 jurisdiction の機能にローマの海への権利を限定すること」である。この管轄権はセルデンやホップズにおける批判的受容との関係で重要な論点である。所有権は個別の先占の競争という源泉に還元されるが、管轄権の導入によって、国家間の協定という安定化要因にも海洋をめぐる地政学を基づける発想が示唆されている。次の史実にグロティウスは着目している。

ローマ国民が船員の保護のために艦隊を配置し、海で捕縛された海賊を罰する権限を授与されたのは、私的権利のゆえではなく、他の自由な諸国民によっても所有されていた共通の海の権利を通してであった。（329）

さらに、特定の国民の間で、特定の海域での司法権をある国家に認める協定を結ぶことにも触れ、この管轄海域の境界は海洋上に設定可能と認めている（329）。

所有権と管轄権の峻別から、海は個人や国民の所有権や用役権に属さないことが原則として繰り返される。用役権が海に設定できないという命題の実践的な意味は、ブリテン近海におけるオランダ漁民のような外国人には、漁業権が国家による課税から免除されるという主張で、国王に属する漁業課税は、海ではなく、関係する漁民にかかる対人的な権利であるので、合意により有効となる立法権を行使する国家や君主から課税は国民にかかるのが認められる (330)。

海の本姓から先占が困難で所有権は適用されないとする一般論から、グロティウスはポルトガルのインドへの航路となる海洋への独占的領有の反駁に入る。広大な海域で先占は不可能であり、さらにポルトガルの航海以前のインド洋をめぐる古代からの通商交流の歴史からも先占による領有権は否定される。次に管轄権の観点からも、「かくも広大な海洋の主権と支配権」の独占は「法外な権力の追求者」と批判される (331-336)。グロティウスの認める管轄権は海洋でなく、近隣の港湾や海岸を領有している特定の主権者の個別の海域に対するものであろう (337)。世界君主政の海洋支配への反対という点では、後述するセルデンの『閉鎖海論』のブリテン諸島の周辺を領海とする地域への限定性と重なる面もある。主権は領域的な限定性で特徴づけられるので、複数の主権国家の間の多元的な秩序を要請する点で、人類の社交性の原理がその違反者としての外国の諸民族に対する懲罰戦争の普遍的な権利に実体化される傾向に対して補完する意味をもつだろう。

ポルトガルが共有財であるべき海洋のインド航路を独占し他国の航海を妨げるのは、自身の過重な損害にならない限りで私有財産でも他者の善に配慮することを要請する「人類社会の法」に反する犯罪である (332)。この人類の社交性の原理が両義的であることは、先住民の「野蛮な」文化的差異を人類の権利に対する違反として懲罰する権利の対象とすることから明らかである。グロティウスの主権者は西洋中心の人類の法に従属している点で、各国の「臣民の平和と安全」を目的とするホップズの主権概念と比べて、「インドの視点」から及ばないところがあると考えられる。海に対する主権者がいたとしても、人類にとっての海の共通の有用性を減らす権限はないというグロティウスの想定は、航海を禁止するこ

とは、航海の利用によって海は何の損失も受けないので、不可能だという理由に立っている(337-338)。ポルトガルの東インド交易独占に対する反論として、独占となる占有を排除し人類共同利用の海域として保持するのは公平で一般的に人類の平和友好に資すると言えるが、オランダの植民地主義に対する無防備な開放をインド諸国に強制する面も意図としてあっただろう。専ら通航の権利から考察し、それがインド諸国民の平和と安全よりも優先すると前提しているのは、海洋交通の利益、グローバルな商業大国オランダの利益からの言説であって、海洋が交易相手国よりも中心に置かれている。そして海洋資源の有限性については等閑視し、海洋と密接につながる沿岸の地元民の生活ではなく<sup>16</sup>、遠隔の中継ぎ貿易を担う世界経済の中心点から自由な交易を推進する議論であろう。

所有権が適用できない海の論証から、グロティウスはポルトガルによる東インド交易独占の批判に移るが、海も交易も万人に開かれた自由な世界である自然状態であると特徴づける点で一貫している。「自由に交易する権利は占有を受け付けるような物的な対象ではないので」、「発見」や「先占」の独占的所有権原理は交易の自由に影響しないと断言し、時効や慣習のような時間による効果も排除し<sup>17</sup>、自由な主体の活動に先行する重商主義的な規制や関係の前提がないような原初的狀態を東インドの間の海域に想定するのである。交易の自由を生み出す諸国民の法を改廃できるのは、「すべての諸国民の合意」だけであり、「相互に契約に入ることを希望する他の二国民に対してポルトガルのように一国が正当に妨害するなどは考えることもできないのである」(356-358)。

諸国民の法や合意が有効であることから、この海は国際法秩序のある自然状態

<sup>16</sup> 論旨の中心ではないが、グロティウスは漁業資源の枯渇の可能性について触れてはいる。「魚の供給はある意味で枯渇すると主張しうるかもしれないので、漁業のようなこの種の特定の活動を禁止することは可能かもしれないとしても、航海はそれで海が何かを失うことはない、禁止することはいずれにしても不可能である」(338)。大船団で鯨の捕獲に襲来するオランダに対抗する漁業権の要求は、スコットランドとイングランドの領海論の目的であった。

<sup>17</sup> 自由な航行を妨げる領海権を生むような時効や用役権の論拠が無効であることを主張するために、グロティウスは、スペイン・ポルトガル帝国へのポレミックとして、ジェノバやヴェネチアの領海論を反駁するフェルナンド・バスケス・デ・メンチャカ(Fernando Vazquez de Menchaca)を長く引用し、「特定地域の国法」では海洋の国際問題は解決できず、「自然法」や「諸国民の共通法」が適用されることを示している(347-348)。

と理解される。ポルトガルの独占に対して海の自由を説き、自国の東インド会社の私掠を正当化するために、グロティウスが海に適応した自然状態は、違反の場合には戦争で正当に懲罰される自由通行・交易の法的・倫理的規範が働き、それに応じた義務が求められる世界であった。戦争権の是認が悲惨な戦争状態に東インドを巻き込むことは隠されている。対照的に、絶対主権をもつ政治社会へ逃れる必要を示す目的から構想されたホッブズの自然状態は、万人の万物への権利のみが存在し対応する他者の義務のない倫理的に空白の戦争状態であって、グロティウスの自由な海洋の自然状態とは区別されなければならない<sup>18</sup>。法規範を有効とするグロティウスの自由な海のイメージは欺瞞的に平和に見える楽観論であったと言えるかもしれない<sup>19</sup>。

独占を否定する結果、それにとって代わる自由な交易は、利潤を追求し個人や私企業が自由に競争する世界であった。VOCを擁護するグロティウスにとっては、「各個人が共通して取得可能な利潤の源泉を、以前それが他者に専有されていたとしても、他者の手にあるまま見過ごすよりは、自分のものにしたいと望む」ことが自然で衡平と正当化される(361)。したがって、ポルトガルの独占からの開放は、東インドにとって地元で生成してきた経済関係に戻る主権を許されるのではなく、近代的な自由競争と契約の過酷な経済上の自然状態へ追い込まれるこ

<sup>18</sup> Benjamin Straumann, *Roman Law in the State of Nature: The Classical Foundation of Hugo Grotius' Natural Law*, Cambridge University Press, 2015, pp.136-139. 『市民論 *De Cive*』で「自然状態においては「権利」の規準は有用性 *Utilitatem* である」(LatenVersion, Howard Warrender, ed., Clarendon Edition, vol. II, Oxford University Press, 2004, p.95/ 本田裕志訳、京都大学学術出版会、2011年、42頁)とするホッブズの言明について、三吉敏博は「正義と功利の関係につき、戦争状態と平和状態の、孰れたるとを問わず、ただに「利益」のみではなく、不[ママ、正]と不正の判断基準が存在することを力説してやまなかったグロティウスへの反論としての陰影を、色濃く宿していると言うこともできよう」と論じている(「『自然は、すべての人に、すべてのものを与えた。』という諺をめぐって—(セルデンを介して)グロティウスとホッブズの立場— 一伊藤不二男氏の『グロティウスの自由海論』に触発されて—」ホセ・ヨンパルト、三島淑臣編『法の理論6 続・原秀男博士追悼論集』成文堂、1985年、274頁)。

<sup>19</sup> グロティウス、プーフェンドルフ、ヴァッテルらに対する「人を慰めようとしてかえって人を煩わす者たち」という有名なカントの批判を参照(『永遠平和のために』『カント全集』遠山義孝訳、岩波書店、2000年、第14巻、270頁)。この言葉の原典は『ヨブ記』16-2で『旧約聖書IV諸書』、並木浩一訳、岩波書店、2005年、348頁では「災難をもたらす慰め手」と訳されている。

とを意味した<sup>20</sup>。諸個人の当事者間で合意した契約を規制する上位の権限は国際取引には認められない限り、自然法や諸国民の法の衡平の規範によって東インドの権利が守られることは期待できなくなる。オランダの資本主義的な自然権の思想の申し出に対して他地域がどのように反応したかは、東南アジアの現地の諸国家の会社との折衝交流の歴史を探求しなければ解明されないが、本論ではオランダの革新的主張に対する批判的な応答がイングランドにおいても確認できることを論証するだろう。ヨーロッパの商業帝国の排他的な国益が自由な海への権利として正当化されていたことからすれば、ホッブズの自然状態論からグロティウスのそれは偽善的に見えたかもしれない。「インドの視点」からすれば、帝国支配の現実には法や倫理のない戦争状態と把握する方が正確で、そこから逃れるホッブズの主権国家設立の言説もインド独立に適用できる思想と評価できるかもしれない。

さらに、ヨーロッパとの交易を管理制限しようとする東インドの諸国民にとって深刻な含意を持つ論点として、自由な交易の妨害に対してオランダはポルトガルに正しい戦争の理由をもつというグロティウスの結論を注視しなければならない。所有物の防衛や回復と負債や罰金の取り立てが正戦の理由となる原理を拡大し、グロティウスは所有物には権利の妨害も含まれ、権利には私的な個人としての権利とともに、「人類社会の法」からの権利、つまり海洋の共同利用や通商の機会の利用が含まれるので、その侵害は正義の戦争の理由となる(363-365)。負債の返済不履行や権利行使の妨害は自然法で損失の賠償に義務付けられるので、賠償のための戦争は正当化され、さらに、損失だけでなく、「罪」自体も賠償の

<sup>20</sup> ポルトガルの独占支配に挑戦した自由な交易の海の議論に依拠した VOC が東インドの排他的な支配者となった 1613 年には、契約が VOC の原理となり、ロンドンでのイングランド東インド会社との交渉で、グロティウスは VOC が現地住民を武力で保護するのと引き換えに香料諸島の香料の先買権を得る契約が自由な交易を正当に制限すると説き、イングランドの参入はフリーライドと受け付けなかった。1615 年のハーグでの再交渉でも、VOC の住民との契約は保護と先買権の交換で、VOC が軍備を負担する同盟条約の性質を持つと論じた。VOC は、香料諸島の完全な領土主権者となり競争する英仏に交易特権を認めて税収を得るよりも、通商面の主権の譲渡に限ることで独占交易権を保持する方がオランダに有利であるという計算があった (Martine Julia Van Ittersum, *Profit and Principle: Hugo Grotius, Natural Rights Theories and the Rise of Dutch Power in the East Indies (1595-1615)*, Leiden: Brill, 2006, pp.379-380,385-386)。このように、合意の契約が植民地化を進める効果的な手段であったことは疑いがない。

責務を生むのは「邪悪さが罰せられないまま放置されるのは自然の理性に反するからである」。ホップズについて後述するような国法の罪刑法定主義を超えて、自然に対する罪への刑罰は拡大する(366-367)。自由な通商を独占で妨害したポルトガルに対し、グロティウスは人類に対する罪の大きさを次のように述べている。

人類全体の共通の権利を自身の私的所有に変えようとする者たちはその企てで侵害を受ける個人の数に比例して、深刻な罪を犯す。さらに、私たちが最古の絆で結ばれ責務を負う人類社会全体に害が及ぼされるとき罪は極めて深刻である。(367)

主権国家による多元的な自立した支配領域の共存による平和の構想とは反対で、本国やインド諸国の国家主権を分有する私的な会社が人類への罪の処罰を理由に交戦権を行使する垣根は低く、際立って戦争に傾斜した議論が特徴であることは強調しておく必要がある。スペインに対する抗戦のための敵の資源の分散消耗の戦略からポルトガルとの東インドでの戦線を拡大する論調で、戦争の正当化理由は幅広く解釈され、グロティウスはオランダがポルトガルの直接の攻撃対象でなく同盟の第三者に過ぎない場合でも、東インドの人々への侵害がオランダに交戦権を与えると説き、またポルトガルの私人が戦争の理由を与えた場合でもポルトガル国家への戦争が正当化されることを敷衍している(376-377)。

最後に、国王大権の管轄権が及ぶ領海への区分を説く、次章のセルデンの反論に関係の深い、私人の開戦権についてのグロティウスの説明を検討しよう。司法への訴えが持続的に不可能である限り、私的な個人は自然法で認められているあらゆることをなしうるので、交戦権、戦争による懲罰権も禁じられないという原理である。グロティウスは海洋上では司法が利用できないことを自明として次のように説明する。

この戦争を生み出したほとんどすべての事件は海洋上で起きた。しかし、私たちが(私の信じるところでは正しく)主張してきたように、だれも地域に関して海洋では特別な管轄権を要求できない。その上、仮にもし何らかのそうした特別な管轄権が[現在の事例で]存在したとしても、それは東インドの支配者に所属するが、彼らは訴訟に巻き込まれたくなくて、ポルトガルに

よってその裁判官として認められていない。それゆえ、地域の観点から司法への訴えは法的にも事実上でも欠いている。(380)

海に対して領有権と区別した国家の管轄権＝主権が合意から設立されることはグロティウスによって認められていたので<sup>21</sup>、理論上はこの主権者が海域を管理し自由交易を保障することで、海を自力救済の必要な自然状態にしない方向も考えられるが、ここではインド諸国の権威が事実上管轄権を引き受けなかったという理解で、私的な法人による懲罰戦争の権利による救済を正当化するのである。

私人や私企業でも自然法の違反に対する懲罰戦争を行う権利主体として認めるグロティウスの理論は、ポルトガルへの攻撃に止まるものではなかった。合意を国際秩序の基礎として、合意した条約に従う義務を強制し、違反は懲罰されるというグロティウスの原理は、オランダのインドへの帝国主義政策の裏付けになっていく。『戦争と平和の権利』は自然権を構成する自己保存の利己心と社会性の人間本性から、各主体の相互の合意は守られねばならない規則を自然法の核と設定し、合意された条約は異教徒とも有効で普遍的に守られるべきで、遵守は強制され、違反は懲罰されると規定した。条約の主体にVOCもインドの現地の諸王国も認められ、条約による法の支配が大きな侵害をインドにもたらすことになったことは、本論にとって重要な史実として強調しなければならない。VOCが現地の主権者と結んだ条約は、ポルトガルに対する軍事同盟と引き換えに香辛料の独占を認めさせるもので、現地の状況に応じて、軍事力による条約の強制と違反への懲罰という合法の形式でVOCの植民地帝国支配の拡張がなされた。条約の合意はバンダヤアンボイナの虐殺と征服の実行に至ったのである<sup>22</sup>。

<sup>21</sup> 伊藤不二男『グロティウスの自由海論』有斐閣、1984年、170-172頁。スコットランドからの批判者ウェルウッド(William Welwod)に対する『自由海洋論第5章弁明』でも、「主権・管轄権」と「所有権と漁業権」の問題を別とするとともに、主権を諸国民の法で抑制し、「君主が海と海洋に真の管轄権を持ったとしても、これは海の所有権の要求ではなく、海の共有の保護と関係するもので、漁業を誰かに禁止するのではなく、漁業の自由を守ることと関係する」と所説を明確にしている(“Defense of Chapter V of the *Mare Liberum*” in *The Free Sea*, David Armitage ed., Indianapolis: Liberty Fund, 2004, pp.129-130)。

<sup>22</sup> Arthur Weststeijn, “Love Alone Is Not Enough”: Treaties in Seventeenth-century Dutch Colonial Expansion, in *Empire by Treaty: Negotiating European Expansion, 1600-1900*, Saliha Belmessous, ed., Oxford University Press, 2015, pp.26-40.

戦争や条約の主体となる主権は、グロティウスによってヨーロッパを超えて、東インドの諸国家にも適用された。ポルトガルの帝国を封じ込めるとともに、イングランドの参入を排除する根拠となる現地の諸王との契約の体系の基礎は彼らの個々の主権の承認にあった<sup>23</sup>。ポルトガルの商業帝国への敵対において同盟するジョホールのスルタンは「王国 *regnum*」で「主権を持つ公国 *supremus principatus*」と認められている。この限りで、彼の主権論は帝国の植民地主義批判の理論となりうる。しかし、現実にはグロティウスはオランダの私掠を正戦と正当化するために、ポルトガルによってオランダとの交易が封鎖され侵害を被ったジョホールの賠償を、同盟戦争の費用を負担したオランダ側が受け取る権利を有すると巧妙に移した<sup>24</sup>。ここから主権論だけでは、戦争権と結びつき、帝國的な支配と搾取を防止することはできないことを理解すべきである。むしろ主権の分割と戦争権の拡散は、VOCによって主権の一部を奪われ弱体化する国家のように、国力において差のある不均等な主権国家群を生み出し、帝国に濫用される不安定な戦争状態を招くことになってしまうので、力の行使を抑える平和による主権国家の間の実質的に平等で公平な国際関係の安全保障が必要になる。帝国主義に対する平和の構想を第3章以降ホッブズに模索するだろう。

グロティウスがジョホールのイスラーム王国の主権を承認したのは表面的で、実際には条約の合意を論拠にその経済的な主権の篡奪を正当化する議論だった。主権の分割とその VOC による分有が VOC を介したオランダの世界経済制覇の原理となったことをウィルソンの議論によってまとめておこう。分割可能な主権は部分的に絶対主義国家から特権交易会社に部分的に移譲され、法人主権 (corporate sovereignty) となる。VOC は世界の海での自由な交易権の主張から世界経済の支配を達成するために、有効な政治・軍事的な権力も発動させた。もともと連合共和国で各州や都市に主権を分割させた国制を特徴としたオランダ国家との間での VOC の主権の分有は、具体的には、信用・株式などの合法的な資

<sup>23</sup> Peter Borschberg, *Hugo Grotius, the Portuguese and Free Trade in the East Indies*, National University of Singapore Press, 2011, p.68.

<sup>24</sup> Martine Julia Van Ittersum, op.cit., pp.45-51.

産の所有権と別に、政治的権利として、「強制可能な自然権」、すなわち「交易独占の取り締まり、植民地行政、要塞の建設と人員配置、「私的な」軍事力の保持、条約の締結、そして、恐らく最重要な事として、合法的な戦争の宣言」を意味した。オランダ本国と会社の関係は、オランダ議会や都市の寡占的な支配層とVOCとは人員が重なり事実上ほぼ一体であったので、主権の分有によってオランダ共和国は自身の力を増強するのみであった<sup>25</sup>。しかしそれは東インドの諸国家の主権と民衆の生活を犠牲にしたうえでのことだった。

VOCのような私的法人にも戦争権を認める議論は、グロティウスのローマ私法の自然法への適用から来ている。自然法に基づいた正戦論が戦争の理由として所有権の回復にローマ私法の所有権の回復規定を適用させて、私人から国家を類推し、司法権を欠いた自然状態で個人にも正戦の権利を認め、VOCの戦争権を正当化したのである<sup>26</sup>。個人の主体的な自然権についてのグロティウスの概念は、ローマの民事訴訟手続きでの権利救済を表現することから来っていて、このローマ私法に由来する、他の誰からも守られるべき個人の絶対的な権利要求は、人間の自然権につながる重要な歴史的意義を持つ。例えば、グロティウスによれば、ローマの法務官の禁止命令は最後の正当な占有者に対する暴力の使用を禁じるもので、海の使用の権利を強制できたが、この制度からグロティウスは、司法の利用ができないVOCが海の使用を武力で要求する権利を類推している。「禁止命令が法廷の手続きで適切に適応できる全ての場合に、法廷外では武力による禁止が適正である」<sup>27</sup>。しかしローマ私法では占有者への暴力を阻止することを意図していたのに対して、グロティウスの自然法では、個人が実力救済に訴えることが主体的な権利の主張に結びついていることがジレンマである。個人や私企業に戦争権を認めることは国際社会において実力行使が無数に分散し蔓延する戦争状態を招くことになり、主権の分割ともなり、ホップズの臣民の平和と安全の

<sup>25</sup> Eric Wilson, *The Savage Republic: De Indis of Hugo Grotius, Republicanism, and Dutch Hegemony within the Early Modern World-System (c.1600-1619)*, Leiden: Martinus Nijhoff, 2008, pp.211-213,224,232.

<sup>26</sup> Straumann, op.cit., pp.144-146.

<sup>27</sup> Ibid., pp.162-167. グロティウスの引用は *Commentary on the Law of Prize and Booty*, p.364.

政治学から決して容認できないところであろう。

特定海域に限定的な主権の存在を論証することで、公私に無差別に各行為主体が相互に所有権を主張し競争しあって、自然法違反として侵害の賠償や懲罰を強制する正戦の権利を行使する戦争状態を克服することが、セルデンによる『閉鎖海論』の領海への主権支配の法秩序を実証する法制史叙述の意図となることを、次章では検証しよう。

## 第2章 セルデンの『閉鎖海論』—ブリテンの主権と国際的な法慣習の介在

『閉鎖海論』の序文で<sup>28</sup>、セルデンは海を陸と切り離し異質とイメージするか問いかける。彼の中心主題は「海は、自然法や諸国民の法によって、万人に共有でなく、陸と同じく私的な領有 *dominii privati/ private Dominion*、所有権 *proprietary/ proprietie* となりうるということである」(1184)。一般に海を領海に区分し閉じる主張は次のような先入見をもたれるかもしれない。万人に開かれた自由な海は法の支配する平和と友好の場とイメージされ、個別の所有権の対象として海を陸と同等とするとき、海は戦争により競って強奪される領海となり、戦争と紛争の場とイメージされるだろう。序文でセルデンは「同盟と条約、協定や法の介在 *foederum fideive interpositae jurisve/ the interposition of Leagues and Treaties, Agreement, or Law*」(1184)と「強力な艦隊や時には海賊に属するような艦隊の実力」(1184)という〈法と実力〉の対比を提示している。本章ではセルデンの意図を通常のイメージとは反対の方向に追究する。つまり、彼の領海の主張は武力行使にあるのではなく、法の支配を介在させることで成り立つという理解に立ち、様々な実定法の歴史から海の領有を論証し、さらにグロティウスの自由な海洋こそ

<sup>28</sup> 本章では『閉鎖海論 *Mare Clausum*』は John Selden, *Of the Dominion, or Ownership of the Sea*, Marchamont Nedham trans., London, 1652 の英訳版を参照しつつ、引用部分など重要な語句を次のラテン語版で確認し参照する。*Mare clausum, seu de dominio maris, Opera omnia*, London: 1726, vol.II, Tom.II, pp.1179-1437. ラテン語版のみページが付されている「著者序文 *Praefatio/ The Author's Preface*」以降は、本文中の括弧に参照したページ数のみをラテン語版／英語版の順で示す。

は法が沈黙する戦争状態であると風刺する論争を挑んでいるのではないだろうか。

17世紀前半までにスペインの世界君主政に挑戦し成功したオランダは海洋商業帝国として世界の交易と植民地獲得のために世界の海の自由を欲した。そうしたこの時代の強国の厳しい競争の国際環境から考えると、周辺の島国であったイングランドにとって、周囲の海の領有の主張は、領土保全と連続的に、自己の存続に本質的な要求と意識されていたであろう。セルデンが「ブリテン帝国の不可分な永続的な付随財産 *individuae ac perpetuae imperii Britannici appendicis/ an inseparable and perpetual Appendant of the British Empire*」「ブリテン帝国の王室の家産 *sacri imperii Britannici patrimonii/ the Royal Patrimoine of the British Empire*」の一部として海は「グレートブリテン国王 *Magnae Britanniae regem/ the King of Great Britain*」を所有者とすると主張するのは（序文 1184, 1186）、後世からすると後の世界帝国の展開への予兆にも見えるが、国王の大権を軸に国家主権の個別の独立性を求めていたと解釈すべきではないだろうか。スペイン帝国の主権との関係で法的な位置が曖昧なオランダの属州や私企業が言わば私的な暴力を振るう両インドでの植民地支配や私掠と連動した交易活動に、正統性を認めない意味が、国王大権に領海権を帰属させる主張にあったかもしれない。VOCの私的な暴力も正戦と正当化するグロティウスの法学の自由海論に反対するイングランドの領海権の主張は、本章の解釈では、強大化するオランダの横暴な対外侵出に抗する個別主権の自由を目的とするものであった。国王大権に基づく主張ではあるが、詳細な法制史の史料を展開した<sup>29</sup>、海を領有する島国としてのブリテン国民の歴史ともなっていることが、王政を打倒した共和国の残部議会からの要請で英訳され再出版された理由であろう。第一次英蘭戦争で交戦するオランダとの競争からイングランド国民としての愛国心を喚起する意図があったと考えられる。

セルデンは海の領有権への反論を三つに分け、通商の自由と海の性質に加えて、第三に学説に言及し、現代の法学者では、バスケスとグロティウスをその学識を

<sup>29</sup> 当時は出典の表示は省略されるのが一般的な慣行であっただろうが、セルデンは詳細に参照した史料の出典を明記している。

高く評価する論敵としてその見解を要約し、グロティウスについては、『自由海論』と『戦争と平和の権利』に対する批判的受容として『閉鎖海論』を意図していたと考えられる<sup>30</sup>。

自然法をめぐるセルデンの精密な「法の区分」は、普遍的な自然法への懐疑主義に対する応答という思想史上の問題からも、また異文化のインドとの関係を構想するためにも、注目に値する。セルデンの前に、グロティウスの法体系の区分を整理しておこう。グロティウスの「自然法」の位置づけの著作ごとの進化を追究した太田によれば、<神法（←神の意志）・自然法・万民法（←複数もしくは全ての諸国民の意志）・国法>の区分について、『捕獲法論』では人類の意志の一致した見解を「第2の自然法」=「第一の万民法」として議論の中心に置いており、自然法と万民法が未分化であった。そこでは自然法論は独自の課題ではなく、あくまでも正戦論が理論的な主題であったのである。それが『戦争と平和の法』では人類の合意に基づく万民法と識別して、自然法を人間の理性と社会性からなる自然に基礎づけた普遍法として明確に確立した<sup>31</sup>。『捕獲法論』第12章や『自由海論』では、冒頭でオランダの自由航行権を「諸国民の法」で論証することを目的と明言しているので、諸国民の法が議論の中心であったと言えよう。それを普遍的な自然法と一致させ、インドでのポルトガルの独占に挑戦する VOC の自

<sup>30</sup> グロティウスの二つの著作の間の変化を詳述することはできないが、二人は海の自由対閉鎖というような単純な対立ではなく、『自由海論』以降それへの多数の批判に応じて議論を部分的に修正させていったのが『戦争と平和の権利』で、セルデンはこの著作まで参照して『閉鎖海論』を完成することになったので、両者の間には複雑な批判的な継承関係がある。伊藤がまとめた結論を参照すれば、グロティウスの二つの著作の間で、海洋自由の根幹の主張では連続しながら、変化した面のうちで、セルデンの議論に近く彼が受容したと想像される論点は、次ではないかと思われる。すなわち、(1) 万民法が自然法から区別され、実定法、特に諸民族に共通の慣習法と特徴づけられるようになった、(2) 陸地に囲まれた海の一部の占有を認める自然法を「命令規定」ではなく「許容規定」とした、(3) 沿岸国による湾や海峡の領有を明確に認めた、(4) 沿岸国に周辺海域に及ぶ主権（支配権・命令権）を詳細に認め、航行する外国船舶への課税徴収権を主張した（伊藤、前掲書、184-189頁）。沿岸諸国の主権をより広く認める方向のグロティウスの変化を、セルデンはさらに突き詰めていったと言えるだろう。ソモスによれば、グロティウスは単に自由貿易だけでなく、主権による海の支配と例外的な海洋帝国への摂理の主張も含んでいて、セルデンに類似し、『自由海論』は VOC が手段となる「国家の経済的自給 economic autonomy の宣言」に起因するものであった（Somos, loc. cit., pp.329-330）。

<sup>31</sup> 太田、前掲書、45-48,114-128頁。なお、この部分での用語は「万民法」や『戦争と平和の法』など、太田のそれを用いている。

由な通商の要求を正当化するのに利用したが、諸国民の法は諸国民の意志である限り、普遍的とするには不十分で、人間社会の自然の基礎の上に自然法を位置づける一層の精緻化が必要となったのだろう。

自然法の基礎となる「人類社会の規則」は『捕獲法論』でも論及され、独占批判の自由な海と通商の議論だけでなく、自身や自国民でない他者の所有権等の権利侵害に対しても人類の敵として懲罰する無限定な戦争権の基礎でもあった。この限りで、自然法と諸国民の法から正戦論へ曖昧な連携がみられ、自然法であれ、諸国民の法であれ、権利の救済の、普遍的もしくは広域的な、過剰な適応が帝国の介入的な戦争権の拡張につながるものが「インドの観点」からは問題であったと言えるだろう。

こうした問題を含むグロティウスの法体系の区分を念頭において、セルデンのそれを比較すると、自然法と神法はグロティウスの『戦争と平和の権利』からの受容でほぼ一致するが、そこから展開した異なる面として、時間的な法の変化の相が<自然法と神法>から<実定法>への間に置かれている点と、実定法が細分化されるなど一層精緻に分析されている点がある。そして実定法からなる第二の諸国民の法が、主に詳細な法制史史料の提示により歴史的に実証されていく国家主権の領海権という中心主題を支える法理論となっているように思われる。

セルデンの法体系の区分は二分法を重層的に繰り返すことで構成されている。ともに全人類に関わる法は、「諸国民の普遍法、人類の共通法 *jus gentium universale seu omnium commune/ the universal Law of Nations, or the Common Law of mankind*」と呼ばれ、<自然法>と<神法>に区分される。自然法は理性により明らかになり、「人類の法 *Communia hominum jura/ the Law of mankind*」 「諸国民の原初の法 *jus gentium primaevum/ Primitive Law of Nations*」と呼ばれ、神法は神の啓示で宣せられる。ここで自然法と諸国民の法は後期グロティウスのように峻別されていない。次に法は<義務付ける命令的な *obligativum, praeceptivum/ Obligatorie, Preceptive 法*>と<契約などを許容し譲歩する *permissivum, concessivum/ Permissive, Concessive 法*>という別の区分が導入され、自然法と神法にもそれぞれこの2種類があることになる。命令的な法は不

変で追加があるのみだが、許容的な法は可変的である<sup>32</sup>。自然法や神法への人為的な追加や変更として、特定の国民のみに適用される<実定法 *Positivum jus/ Positive Law*>があり、実定法は<一国民のみの国法 *jus simpliciter civile/ Law purely Civil*>と<複数の諸国民に受容された *in usu pluribus/ received by divers Nations* 法>に二分される。さらに複数の諸国民の実定法は<諸国民に共同の義務を課する共通法 *jus plurium gentium commune/ Common Law of divers Nations*>と<諸国民を個別で偶然に義務付ける共通の国内法 *jus gentium aliquot seu plutium civile seu domesticum/ the Law of som or divers Nations, Civil or Domestick*>に二分される。最後にこの前者が<命令的な *imperativum/ Imperative* 諸国民の法>と<介在的な *interveniens/ Interveniens* 諸国民の法>に二分される。命令的な法は「至上権 (*imperii ac potestatibus supremis/ supreme Powers*)」に服属する諸国民の間の法で、介在的な法は「何らかの契約 *pacto/ Compact* や慣習 *morum/ Custom* の介在から生成し」「第二の諸国民の法 *jus gentium secundarium/ the Secundarie Law of Nations*」と称される (1192-1194/12-16)。セルデンにとって、数か国に命令する権威や数か国間の協定による、この最後の実定的な国際法が外交や通商関係において中心的な役割を果たすであろう。

セルデンの所有権 (*Dominium/ Dominion*) は「使用、享受、譲渡そして自由に処分する権利 *jus utendi fruendi, alienandi, libere disponendi/ a Right of Using, Enjoying, Alienating, and free Disposing*」と定義され、「万人に共有 *omnium hominum.....commune/ Common to all men*」か「私有で、ある人にも特有 *aliquorum tantum privatum/ Private and peculiar only to som*」かに大別され

<sup>32</sup> 普遍的な自然法と世界の法・慣習・習俗の多様性の調整はセルデンの独創ではなく、グロティウスがバスケス・デ・メンチャカによって(普遍的な自然の第一の諸国民の法と対比して)第二の諸国民の法の可変性を説いている。それは個別具体的な所有権・戦争・交易の法制度に属し、社会関係の発展に応じて生じる多様なニーズや変化を柔軟に受け入れ適応する法である (Franco Todescan, “Sequuntur Dogmatica De Iure Praedae” Law and Theology in Grotius’s Use of Sources in *De Iure Praedae*, Hans W. Blom, ed., *Property, Piracy and Punishment: Hugo Grotius on War and Booty in De iure praedae—Concepts and Contexts*, Leiden: Brill, 2009, p.304)。

る。グロティウスとは共有の内容や私有の権原が異なることをここで見ていくが、この定義においても、私有は「何らかの特定の国家、君主、人物かによって配分され分けられ、他者は排除され、あるいは少なくとも使用と享受の自由から妨げられる」と敷衍しており（1195/16）、国家による配分によって構成されるという点に論及しながら、占有への言及がないことが注目される。

最初にセルデンは古代の万人に共有の状態（*omnium commune est, in rerum/ State of Communitie*）について、土地を境界で区切らず、その産物を寛大に共有し合っていた状況を古典古代の典拠から述べているが、全てが無主物で私有物が皆無であったわけでもなく、各自の自然の産物を寛大に分け合っていた状況を比喩的に共有と表現したというラクタンティウス（*Lactantius*）の引用は（1195/17）、海の開放性と閉鎖性の両立を示唆するものだろう。セルデンは特に聖書からノアとその3人の息子が神から自然の被造物を授けられ「全世界の共同所有者 *domini pro indiviso rerum omnium/ Joint-Lords of the whole world*」となったことを指摘する。ノアの子孫によって土地が配分され私的に分有される過程の叙述から、セルデンは共有の時代が私有に先立つが、前者は長くは持続せず、むしろ部分的に混在していた印象を与える。ノアの事跡と同様に、神から世界を授かったアダムに「全世界の所有者」とともに「自己自身への所有権」も見出し、さらにその2人の息子への譲渡で彼らは所有地を分けて保持するようになり、「その後、交換、売買が広がり、度量衡に加えて彼らは契約の裁判官を任命し、畑や牧草地に境界を加えた」という経済社会の変化に、私的所有権の開始を位置づける。したがって、セルデンの説明では、無主物から占有を経るグロティウスの私所有権開始論とは対照的に、アダムの「単独の一人の先行する普遍的所有権」やノア父子の「物への普遍的な共通の所有権」が始源の状態なので、全世界の自然は無主物ではなく、既に古代に存在していた一人か少数の特定の所有者のもとで共同の利用が容認されていたと見るべきだろう。セルデンは物に対する占有でなく、授受という神や人から人への関係において所有権を把握しており、人間間の合意を所有権の形成の中心的な契機と評価することが彼の特徴である。所有権は、神から万物を受けた人から、「君主や共同体に *principibus universitatibus/ to*

Princes, or Communities」譲渡され、創世以来常に特定の所有者が継起してきたと理解されている。セルデンにとって、自然法もしくは神法は普遍的であるが、所有権に関しては、共有か私有かどちらかに義務付けるような命令・禁止の法ではなく、その両方を許可する法である（1195-1197/17-20）。よって占有という対象に関する事実によって私有か共有かが決定されるわけではなく、関係者の間での協議に開かれていると言えるだろう。

許容する種類の法によって共有から私有への移行は自由としながら、セルデンは特定の所有者への分配により譲渡される物について共有から離れるには、契約の媒介による「言わば、人類の全体や普遍の合意 *consensus veluti humani generis corporis seu universitatis/ a consent of the whole bodie or universalitie of mankinde*」が介在したと注意している（1197/21）。個々の物や個々の社会の所有権の移行であれば、不釣り合いにも聞こえる「全人類の合意」を介在させるのはなぜであろうか。聖書の創世記の事例から、少数の特定の人物が初期の全人類を構成していたことから、彼らの間での全世界の共有は人類の共有と等しかったので、その変更は部分的な変更であれ、増加した全人類の合意が必要となるという意味と思われる。

他方で、セルデンは共有されなかった「無主物 *nullius in bonis/ no man's Goods*」に対する先占による所有権を認める（「空いているものは最初に占有によって獲得した人のものである *vacua sunt, ea fieri occupantis/ Vacancies are his who apprehend's them first by occupation*」）。それは「高名な民族の間に存続している古い慣習 *antiquitus ingentium illustriorum moribus/ a custom of old, and which hold's to this daie in the more eminent Nations*」で、君主の所有となると国法が規定した以外の諸国民に共通で、キリスト教徒と同様にユダヤ教徒とイスラーム教徒の法と慣習でもある（1197/ 21-22）。しかしながら、このグロティウスと同じ占有論は、セルデンの所有権の根拠では脇に退けられ、人類の合意・契約の介在が中心に置かれている。

部分的に区分がなされる前は、万人は等しく無差別に全体の所有者であったとすれば、万人は、以前と同様に、等しく無差別に、区分のもとに決して入

らなかつた部分の所有者であり続けるはずである。しかし、何らかの契約や盟約 pactum/ Compact or Covenant が介在すれば、それによって共通の所有権の古来の権利や権原が放棄され、開いていて未処分のまま残つたであろう場所は、それを所有し保持し、使用し、享受する意図で身体によって最初に占有した人が誰であれその場所の特定の主人に後になつたであろう。

(1197-1198/22)

万人による万物の共有という原初の前提から、無主物の占有による所有権の形成よりも先行して所有関係が存在した。全人類の同意を内包したこの積極的な共有の関係は継続し、私有への分配を実現するには共有関係を変更する協定が必要となるのである。セルデンの結論は、放棄された物の占有についても分配についても私有の導入には「明言的に言葉で、あるいは暗黙に慣習 *morum usu/ custom* (セルデンの法学のキーワードである *mores/ custom* の多義的な含意については後述する) で、一般的な契約 *pactum universale/ a general compact or Agreement* がなされ批准された」という点にあり、『戦争と平和の権利』第2巻、第2章から、所有権を、精神の単なる内的な活動や意図でなく、「契約」に帰し、『自由海洋論』では単独で権原として主張していた先占を暗黙の合意の例とみなす「最も卓越した」グロティウスの変化した見解を引用している (1198/23)<sup>33</sup>。こうして所有権は、占有に先立って、契約によるという原理が論証され<sup>34</sup>、海は占有されないから所有権に服さないという理由を取り除き、海をめぐる契約や協定など諸国民の諸法から海の領有を検証する理論的な準備ができたことになる。

セルデンの引用したグロティウスは、所有権の権原を心中の意向に求められな

<sup>33</sup> Grotius, *The Rights of War and Peace*, Richard Tuck ed., Indianapolis: Liberty Fund, 2005, 2-2-2; book II, pp.426-427. セルデンは『戦争と平和の権利』初版 (1625年) と第2版 (1632年) を参照して、『閉鎖海論』 (1635年) を書き上げた。次にグロティウスは『閉鎖海論』出版後の『戦争と平和の権利』の版で、所有権の起源を「契約と合意」に求める本文の注において (p.426, n.28)、セルデンを「イングランドの栄光」と評価し、グロティウスを引用した『閉鎖海論』第1部第4章 (1197/22) でタルムードとコーランを引用しているのを参照するように述べている。こうした両者の相互参照は、海の領有をめぐる論争から想像される以上に両者の一致点は大きいことを示唆するだろう。

<sup>34</sup> 放棄され所有されていないものは先占した人の所有物となるという「普遍的な契約」が占有原理の前提となる (1254/ 130)。

い理由として、「他者が自身に何を専有しようと意図しているか恐らく推測し、自制することはできず、さらに幾人もが同じものを同時に得ようとするかもしれない」ことを挙げていた。占有の主観的な曖昧さのために暴力を除き公平な所有権の安定には至らないことから、万人が万物に権利を持つアナキーな自然状態は、契約で克服するという論理が見えてくる。さらに、グロティウスには海は占有による所有権への分割を受け入れない共同利用の場であったので、人類の社会性を高く想定しない限り、権利が衝突する戦争状態が続き、国家による領有から法の支配に移すという対応が求められるだろう。ここでのセルデンのグロティウスの参照はホッブズの自然状態から国家設立への移行の説明への媒介と位置付けられるように思われる。

セルデンは海の所有権の結論ではグロティウスと反対だが、その議論の方法や学識では一致し、龐大な史料の引用で帰納的に実証する人文主義者グロティウスを引き継いでいる。人間の社会性と理性で自然法を推論したグロティウスよりも、さらに実定法としての諸国民の法への傾斜が進み、海と陸地とも、共同利用から私有への分割・移行において、「いくつかの人々の様々な制度に応じた」実定法、慣習、契約によって変化する所有権の具体的な形態と制限に着目するので、自然法は、硬直的な命令的・禁止的な法ではなく、「許容的である諸国民の普遍的な自然法の変更 *mutatione juris gentium universalis seu naturalis, quod permissivum est/ the alteration of that Universal, or Natural Law of nations which is Permissive*」と評価している各時代や地域で共通のこの歴史的な変更を許し受け入れる消極的な働きに退いていると言えよう (1199/24)。セルデンの海の所有権の歴史的論証で、「命令的な自然法」よりも「許容的な自然法」の方が中心で、後者の可変的な自然法は諸民族の取り決めや国法に歴史化している。これはグロティウスが海を所有不可能として、所有を禁ずる自然法を許容的でなく強制的と強調していること<sup>35</sup>への反対であろう。諸国民の実定法を参照することで、海が分割所有されることは「より著名な時代と諸国民の合意」に基づけられる

---

<sup>35</sup> Straumann, op.cit., p.156.

(1200/27)。『閉鎖海論』の大部分は、聖書の創世記から古代と近代（中世）<sup>36</sup>の世界史（第1部は主に地中海とヨーロッパ世界を中心とした地域で、第2部はブリテン）から、各国による海の領有を示す法や協定・条約等の記録史料をまとめたものとなる。

最初にセルデンは神法が海の私有を認めることを、聖書や古代イスラエルの歴史から論証する。創世記の神による魚の授与から神は海の私有と共有両方を認めていたと解釈し、占有による私有の原理の存在を説き、海岸の国境は周囲の海も含むなど各国の国境の地理について論及し、特にイスラエルが西岸の海も領土に含んでいたことから、神法も聖書の実定法も海の私有に反対せず許可していたと結論づける（1200-1201,1208/28-29,41）。

次にセルデンは自然法からの海の私有の論証に移る。国際法の分類では、普遍的な原初の諸国民の法を（1）神法と（2）自然法が構成し、他方で、実定的な諸国民の法は（3）数か国に適合する国法、（4）数か国に共通の法の2種類があった。しかし、セルデンにおいて、自然法と実定法は対立分離するわけではなく、理性の使用で認識される自然法は、種々の実定法を成すと考えられる「慣習 *mores/Customs*」から集められると次のように関連づけられる（1209-1210/42-45）。理性の自然法と慣習の関係で、慣習について制限がなされていることに注目すべきである。一つは慣習から自然法を帰納することは宗教に関しては不可で、宗教に関する慣習は「正確で適切な検討」を欠き、私利私欲で歪み、支配対象の民衆の気質に迎合する傾向があるからである。理性の使用を宗教からは外すのは、民衆の間の宗教の在り方への批判を、理神論にはならない形で、含意しているとも言えよう。よって慣習から導出される理性の自然法は世俗の事柄に関する法に限定され、人々の合意による所有物の区別のような明白な事柄において、理性＝自然法＝慣習＝実定法の一致をセルデンは想定する。さらに、理性が自然法と明白な

<sup>36</sup>「古代」から「近代」を通して海の領有権の継続が超歴史的な一貫した主題で、時代の変化があったという認識は強く前面には出てこない（ただし、ローマ法の伝統から国法や慣習による変化の認識については後述）。中世と近代の区分はなく、通時的な歴史変化を追究する枠組み自体がなかったようである。

一致を知覚する慣習は、「あらゆる諸国民の慣習」ではないと認めるように、結局古代ユダヤ・キリスト教、古代ギリシア・ローマの地中海世界からヨーロッパ文明の法慣習に限定されている。つまり、「過去と現代の文明の進んだ卓越した諸国民で、私たちがその慣習に最も熟知している諸国民」(1210/45)である。自然法を異文明も包含するように拡大する普遍性の追求はここでは意図されない。宗教対立や異邦人との遭遇がもたらした宗教や文明の差異の問題はかわして、ヨーロッパの読者に領海権、特にイングランドの領海権をもつ個別主権を説得するという目的からすれば、限定的な法慣習からそこで共通に承認されている領海権を歴史的に実証するという戦術が適格的であったと言えよう。

セルデンはギリシア神話の時代から、ユダヤ、ギリシア、ローマ、ビザンツそしてペルシア、イスラーム圏など東方のアジア諸国も含めて地中海領有の証言となる諸国民の史料を詳細に論証し(『コーラン』をアラビア語から引用している)、さらに現代のイタリアの都市国家、ポルトガル、スペイン、フランス、北欧諸国、トルコの海の領有権に議論を続けていく。この提示する史料の時代と地域の広がりが一貫して海の領有を認める諸国民の法の実証に向けられていることがセルデンの特徴である。

第1部の最後にセルデンは海の所有権への様々な反対論にまとめて応答する。その反対論に領海を認める教説で反批判する方法がとられているので、セルデンの先行する学説との位置関係が判るであろう。中心に置かれている論点は、グロティウスの主たる関心であった航行通商の自由からの反対論である。その妨害が正戦の理由とされた点で、征服と帝国支配に関連する重要な問題として注目に値する。セルデンによれば、自由通航権と領海権とは両立し、前者を認めると後者が侵害されたり、後者が前者の妨げとなったりするわけではないのである。蠟燭の火を貸す事例や流水の共有などは「慈愛 *Charitatis/ Charitie*」で、所有権の「法と権利の調査 *juris disquisitione/ the disquisition of Law and Right*」とは別次元に識別すべきという原則で(1251/124)、人類の社会性の世界市民的な人道性と所有権・主権とを住み分けて折り合わせる。人類の社会性は強制されない道徳で、それから海の共有を自然法として私有権を否定するのは次元の混同と批判さ

れている。「友愛の法が（そこでは万物が共有であると哲学者たちは言う）慈愛と寛大さの法を伴って、私有権を覆すだろう *amicitiae (qua omnia philosophis communia dicta) charitatis, liberalitatis jura, dominio private adversary quis temere dixerit/ the Laws of friendship (wherein Philosophers say all things are common) with those of Charitie and Liberalitie. may overthrow private Dominion*」というのは混乱した見解である（1262/148）。なお、海の無尽蔵の膨大さからの私有権否定論について、他者に共有させても減少枯渇など影響がないのであれば、所有者の所有権は何ら損なわれず揺るがないが、むしろ真珠を例に海洋資源の有限性から「他者の漁業、航海、通商」で所有者は収益の減少を被るとして、「海の無差別の共同利用 *promiscuo maris usu/ a promiscuous and common use of the Sea*」を反批判している（1259-1260/141-143）。ここから確認できることは、セルデンの所有権論は既に海も所有されている状態を起点としているので、無主物状態での共同利用の起点と継続から私有に区分する必要性がないというグロティウスの議論が通用しないのである。

セルデンによれば、「自由な通過は君主によってその領土で常に制限されてきており、公共善の様々な関心 *variante commode publici cura/ the various concernments of the Publick Good*」に応じて、認められたり禁止されたりする」（1251/124）。鎖国の度合いは、通商が「国家＝共通の福祉 *respublica/ Commonwealth*」に損害を及ぼすかについての君主の判断や、通商の特別の権利や慣習が介在しているか次第とされる（1251/125）<sup>37</sup>。諸国民の法の可変的な様相を種々の慣習・合意取り決めの「許容」や「介在」の観点から把握するセルデンの法思想は、こうした実際の国際関係の歴史理解の反映と考えられるだろう。さらに、通商の拒否に依拠する正戦論に対しても、通商や歓待を拒否したインディオをス

<sup>37</sup> セルデンは通商の認可の判断についてジェンティーリ（Alberico Gentili）、ボダン（Jean Bodin）らの学説を援用して（1251-1252/124-125）、「損害の不安」「武力侵略の意図」「住民の習俗が異邦人との交流で腐敗しないか」などから「通商の法は国民と君主の特定の契約や協定に含まれる」と自由交易を制約する国家の管轄権を強調している。ボダンから海の境界や計測の可能性の関連でも、60マイルを「君主が沿海を航行する船舶に法を与える」領海とする「海に接する全君主の共通の慣習」の議論が引用されている（1258/139-140）。

ペインが征服する権利を肯定するビトリアヤソルザノ・ペレイア (Joannes Solorzanus/ Juan de Solorzano Pereira) を参照してから、モリナ (Ludovicus/ Luis de Molina) に反論させている。すなわち、「自身への危険のあるなしに関わらず、国民や国家が通商や外国人を受け入れなければならないのは、大きな切迫した必要の場合や何らかの同盟 foedere/ League、協定、他の特権が介在するときのみである」(1252/126)。グロティウスの自由海論へ反対しつつも、セルデンがスペインのアメリカ征服やポルトガルの東インド通商独占に批判的であったのは、ここで次のように評していることから明らかである。

いかにスペイン人が、通商の拒否に基づいて、インドを獲得する権利を有するか奇妙である、なぜなら、彼らもポルトガル人も両インドで通商を合法的に禁止できると現に公言しているからである。(1252/126)

セルデンが取り上げている海の私有への反対論には、古代の法律家からのものとしてまとめている法の伝統があり、これは彼が基底に据えた法の歴史の全体像を知るうえで有用であろう。古代の法律家とは具体的にはユスティニアヌスのローマ法大全に結集されたローマ法学で、それが古代の「自然と諸国民の法 *jure naturali & gentium/ the Law natural and of Nations*」の地位を保持し、海の共有説を支えてきた。セルデンはこの伝統に挑戦し、「ほとんどの時代と国民の、国内や国家間に介在する法と慣習 *plurimorum seculorum, gentium plurimarum mores & jura, sive civilia sive intervenientia/ the Laws and Customs, either Civil or Intervenient, of most Ages and Nations*」の詳細な実証研究で海の共有を否定したのである (1263/150)。「慣習が諸国民の法を今や覆した」(1264/151)と述べるように、ローマ法から取られた自然法・諸国民の法に対して、セルデンは各国の国法や海洋条約法(彼が *jure, .....communi, seu interveniente/ Law Common, or Intervenient* と呼ぶ法 1265/153)とその元となる慣習が取って代わり、海の共有から後者が示す国家主権者による領有への大きな変化を認める。こうした慣習に法を改変する中心的な働きを許す「許容的な法」がセルデンの法の歴史にとって重要である。セルデンの領海史論はその不変の永続性が中心主題である点で非歴史的だが、慣習への着目から歴史的变化を示唆する側面もあると解

積できよう。ローマ帝国の国際的な法秩序のもと共有された海が各国の領海に分割されていく変化は、個別の主権国家の展開の歴史であり、具体的に、野生動物に対する民衆の狩猟権が王権に集中され、難破船の所有権が元の持ち主か発見者から君主に移転し国庫に没収され、海岸や港も共有から君主の国有となった(1264-1266/151,153-155)。「多くの時代と国民の受け入れられた慣習の權威 rim receptorum gentium seculorumque tot morum/ the Authority of the received Customs of so many Ages and Nations」(1266/155)で指示しているのは、ローマ帝国の普遍的な自然法・諸国民の法に対する各国の主権や主権国家間の協調関係と解釈できる。「慣習の權威」は社会の慣習というよりも、帝国に代わる各国の国家主権の伸長と国家間の水平的な協調関係の進展で、海だけでなく、「土地や民衆」に対する支配でもあった(1266/155-156)。

セルデンの主張は領海権の主体となる国家主権の理論であった同時に、「介在的な」国際法を慣習として把握していることは、海をめぐる国際交流関係の当事者からの慣行が取り決めとして海洋法に生成してくることを評価していたと思われるので、グロティウスからホップズへ展開する主権論で主権が法を制定し慣習法を否定する方向とは区別が必要である。「介在的な諸国民の法のほとんど全ての要点は、その法を利用する人々の長期の合意によって確立されてきたので、時効や古来の慣習 *praescriptione seu inveterate consuetudine/ prescription or ancient Custom* に拠っている」(1273/170)というセルデンの見解は、主権や戦争権を軸にした国際関係思想とは別の構想を示唆するものとして着目に値する。セルデンの叙述で大きな役割を果たしている「介在的な法 *Intervenient Law*」に対して、「命令的な法 *Imperative Law of Nations*」はローマ帝国の一元的な支配の諸国民の法を具体的には指示するように思われるが、否定的に用いられているようである。帝国批判の観点があることからすれば、『閉鎖海論』は海に対する諸国の主権と所有権を通して、イングランドを始め各国の主権の多元的な並立共存を評価する意図があったのではないだろうか。

前の段落で、「古来の慣習 *consuetudine*」という、これまで慣習 (*custom*) と訳してきたラテン語の語彙 *mores* とは別の語彙が出てきたので、ここで、これ

まで同時代の英訳で custom と訳されてきたセルデンの重要な二つのラテン語の言葉、mores と consuetudo の区別と重なりに目を向けることが必要である。ポーコックによれば、増幅する社会諸関係から育まれる「作法 manners」は「倫理的な習俗 mores と法学的な慣習 consuetudines が、前者の優位の下に合体した用語」であって、この「作法」の概念は特に諸国民の法の研究が発展させてきた<sup>38</sup>。これら二つを対比することで、セルデンの「慣習」に多義的に含意されていた、それぞれの意味が明瞭になる。mores は custom と英訳されていたように、18世紀の啓蒙思想におけるような「洗練された作法・習俗」という意味の展開はまだなかったが、セルデンの強調する「介在的な諸国民の法」の発展を説明する国際的な相互交流関係を通して生成した取り決めとしての慣習的な作法を含意し、水平的な相互関係の空間的広がりを示唆する。他方で、consuetudines は本来の慣習で、長期の時間的な経過から生成する慣習法を指示する。厳密には分離できないで重なり合う〈習俗・作法・慣習〉の国際的・社会的領域は、国家主権による立法権力の外に広がる世俗の生活世界—そこではセルデンが指摘したように私的所有の区別が明確になされうような世界—から、実定的な諸国民の法が多様に変化・生成してきた形成史を法社会学的に示唆する。

第1部の最終第26章でセルデンが「近代の法学者」として最後に応答するのがグロティウスである。セルデンは彼を「偉大な学識と神と人間両方の事柄の驚異的な知識の人」と評価しつつ、『自由海論』について、「広大な大西洋と南の大洋 mare Atlanticum & austral/ Atlantic and Southern Ocean を通っていくインドへの交易についてポルトガルに反対して書かれた本」で「彼の国の収益と利益 patriae commoda/ the Profits and Interests of his Countrie のために論争している」とオランダの国益を正当化する意図を見抜いていた。法学者としてのグロティウスと別に、オランダの通商国家のイデオログとしての危うさがセルデンには見えていたようで、グロティウスがこの本で奉仕した「オランダ州議会 ordines

<sup>38</sup> J.G.A.Pocock, *Virtue, Commerce, and History: Essays on Political Thought and History, Chiefly in the Eighteenth Century*, Cambridge University Press, 1986, p.49 (ポーコック『徳・商業・歴史』田中秀夫訳、みすず書房、1993年、92頁)。

Hollandiae/ the States of Holland」が後にイングランド大使からの海の共有と漁業の自由への非難に喜んで耳を傾け、グロティウスの失脚を例にこの説を主張しないように警告したという挿話にも触れて、海の共有論への反対の例としている(1273-1275/171,173-174)。

セルデンにとって『自由海論』の議論自体は慎重で多面的過ぎるあまり両義的になっていて、海の共有について単純に明快な確証を与えていなかった。彼はグロティウスがこだわる海域の広狭は私有を認めるかどうかに関係ないと批評している。広さの考慮は『戦争と平和の権利』でも続いていたが、セルデンは基本的には海の広大な無尽さから占有されないというグロティウスの結論に言及しながら、グロティウスが「諸国民の慣習」を受け入れ、海の私有も容認した散見される両義的な発言を最終的な転向と解釈してまとめている(1275/174-175)<sup>39</sup>。第1部の最後の議論で、自然法と諸国民の法の関係、理性と慣習の関係について二人の見解を比較し相違点を指摘しよう。グロティウスは海を「全人類の共有の権利」としたのはローマ帝国の諸国民の法であり、私有を禁じた「共通の合意」による諸国民の法を改変するのは「自然法」と「共通の合意」とした<sup>40</sup>。この部分はセルデンにとって自説の支持に専有できるので、次のように「慣習」という概念を導入してまとめられている。

海が占有 occupatum/ appropriated されず、占有権 occupari jure/ Right of Occupation によって合法的に入ることもできないようになったのは、自然法や理性 naturali jure seu ratione/ any natural Right or Reason によってではなく、確立した慣習 instituto/ Custom によってであったと彼は述べている。そして慣習は変化したので、海の私有 dominio maris private/ a private Dominion を妨げるものが古代の法にあったとしても、共同体の理性 communionis rationem/ the reason of Communitie も変化したはずであ

<sup>39</sup> セルデンが引用しているのはグロティウスの次のような文である。「土地と川そして海のどの部分も、ある国民の所有権のもとに入った場合には、正当に必要な機会に通過する必要がある人に開かれているべきである」(2-2-13; book II, p.439)「海でも兩岸の土地の所有者によって所有されるかもしれない」(2-3-8; book II, p.460)。

<sup>40</sup> Grotius, *The Rights of War and Peace*, 2-3-9,10; book II, pp.460-461,465.

る。(1275-1276/175)

「共同体の理性」とは慣習に他ならない。グロティウスは諸国民の法の規定で自然法に反しないものは、「共通の合意」が変化すれば変更しようとしていたので、セルデンの解釈では諸国民の法が「慣習」に置き換えられ、理性の自然法よりも慣習が実定法の変化の要因として重視されていることが判る。

以上でグロティウスとセルデンの思想的な対抗の比較検討は終えるが、『閉鎖海論』はそれだけではない。同時代に政治文化的に影響を及ぼしたであろうブリテン海洋帝国のイデオロギーの声明として後半の第2部についても論及しておく必要がある。「ブリテン帝国 imperii Britannici/ the British Empire」(1289/204)という言葉自体がそこで使われていることは着目すべきだろう。異民族支配の帝国という意味ではもちろんまだなく、アイルランドやスコットランドなどを加えたブリテン諸島からなる群島の島国としての連合王国の君主がもつ周辺の海への所有権と支配権を表現するためである。「海の支配 Undarum imperium/ the Empire of the waters は島の領有に常に続く」(1290/207)というように、セルデンの議論によって、陸と海の連続性が意識され、島国として周囲の海域に進出していく歴史的なアイデンティティが提案された<sup>41</sup>。地理的な記述から「ブリテン帝国」の領域は、南東方向は外国の対岸までの海域で<sup>42</sup>、北西は広い海域に広がり、特にアイルランドから西は北アメリカまでの大西洋を含むので<sup>43</sup>、この限り

<sup>41</sup> 第2部の概要は次のようにまとめられよう、「ブリトン人、ローマ人、サクソン人、デーン人、ノルマン人、そして続く歴代の諸王が（各々が彼の主権 imperii/ Empire の様々な範囲に応じて）永続的な占有 occupatione/ occupation によって、すなわち特有な形で彼ら自身のものとして、海を使い享受することによって、その領有 dominium/ Dominion を享受してきた。海はブリテン王国の財産 patrimonii regni Britannici/ the estate of the British Empire の、支配者の状態に応じて全体もしくは一部の、疑いない相続分 portion であり、あるいは、この国土の切り離せない付帯権利 appendicem/ appendant であった」(1277-1278/182)。また「グレートブリテンと周りを還流する海はブリテンもしくはブリテン帝国の一体 unum Britanniarum seu imperii Britannici corpus/ one Bodie of Britain or of the British Empire と呼ぶことができよう」(1289/204)とも述べられている。

<sup>42</sup> 中世フランス王国の海軍将官には「英仏間を還流する海のどの部分の命令権も全くなかった」として、「イングランド人だけの命令のもとで海峡と岸で常に行使された全体的で最も大きな権力」(1347-1348/326)を論証している。

<sup>43</sup> 「北西の海洋は非常に偉大な範囲、つまりアメリカまで広がり（中略）、ブリテン海とは呼べないが、しかしグレートブリテンの国民はブリテンの名称の範囲を超えてもそれらの海洋で非常に大きな権利と特権を持っているので、細部に触れることも適切と考えら

では、後のブリテン海洋帝国への拡大を嚮導したと解釈することも可能である<sup>44</sup>。グロティウスとの関係は、理論上の対立に尽きるものでは決してなかった。セルデンにとってグロティウスはVOCの代弁者よりもむしろヨーロッパの卓越した学者であった。そうした高い名声から、セルデンは『戦争と平和の権利』が海の占有と領海を認めた部分を参照するとともに(1282/188)、ジェームズ1世の即位時にグロティウスが捧げた頌歌を引用し海の支配者としての光榮ある君主象で『閉鎖海論』を閉じるなど(1414/457-459)、文化的なヒーローとしてのグロティウスの学問的權威をむしろ利用して、ブリテンの海洋進出を奨励する印象を与えている。

海に対する所有権とともに管轄権を含む主権が古代から法の史料で時代を超えて一律に実証され、時代による歴史的な変化よりも、領海権の古代からの長期の持続がセルデンの主題である。王権が海の安全・平和のための管轄権を実行してきた記述は政治社会の主権論の海への適用と言える<sup>45</sup>。このブリテン主権による海の法秩序を構成するのは、第1部で見たように、介在的な法慣習ととらえた諸国民の実定法で、またイングランドの領海権の承認の証拠として「我が国のモンローと慣習 *juris patrii mores recepto ac recognito proxime/ the Common Law and Custom of our Countrie*」(1380/382)を引証していることは、グロティウスとホップズの理性の法と自然権とは異なり、慣習法に重点が置かれている点から、主権を慣習で補完する特徴的な方向を認めることができる<sup>46</sup>。海への権限

---

れた」(1281-1282/187)、「開かれた広大な海の西の部分には、グレートブリテンの王に属するもう一つの権利と、アメリカの海岸の非常に広大な範囲の権利がある」(1406/441)、「海の向こうの近隣の君主の岸や港がブリテン帝国の南東方向の領海の境界で、北西の開かれた広大な海洋では境界はイングランド人、スコットランド人、アイルランド人が所有する最も広大な海洋の果てに置かれるべきである」(1414/459)。

<sup>44</sup> 「セルデンの著作は、「ブリテン帝国」の名で後の海上領有権に土台を提供した」(Armitage, op. cit., p.119 (164頁))。さらには、彼とグロティウスの対話は、ヨーロッパの特権会社や「世俗化された主権」がその経済的拡張のための戦争と通商を追求する法的枠組みを提供した(Somos, loc. cit., pp. 344-345)。

<sup>45</sup> 海の管轄権による行政管理の例として、「法律の是正、解釈、宣言、維持」「イングランドの海を通過するなどの国籍でもあらゆる人々の間に平和と正義を維持すること」「反対の全ての企てを調査すること」「違反者を処罰し、権利侵害を被る者に賠償を与えること」がある(1382/386)。

<sup>46</sup> 「海への領有権は古来の長期の時効で確認された権利で、明言的にほとんどの近隣国民によってイングランド国王に所属すると認められた」(1393/408)

は国王大権に置かれ、チャールズ1世の船舶税の宣告から、国王が領海の防衛のために沿岸州に税を課する「この海の領有者 dominos maris/ Lords of this Sea」であることを「古来の最も正しい権限」と認めつつ（1380/381）、海に関する課税の権原は議会に帰しているので<sup>47</sup>、『閉鎖海論』は主に海への国王の主権論であるが、同時に国王主権を抑制する議会の慣習的な制度の歴史的な主張も部分的には含んでいると言えよう。

### 第3章 『リヴァイアサン』における戦争権と平和の自然法

グロティウスのVOC正当化論としての自由な海における戦争権に傾斜した自然法学は、セルデンの国王大権＝主権による領海論の〈海のコモンウェルス化〉を介して、ホップズと対比するとき、ホップズの平和の政治学の構想を正しく理解する手助けとなる。会社主権の戦争権が眼目であったグロティウスの国際関係論とホップズの自然状態＝戦争状態は一致するよう見えるけれども、自然状態にしても国際関係にしても、ホップズの政治学は戦争権の現実を受容するリアリズムよりもその過酷さに対して批判的であって、国際法へのグロティウスの関心からホップズは国内の平和秩序の構築に主題を転換していて、国際関係はホップズの中心的な関心ではない点がグロティウスとの明らかな違いである。ホップズは戦争状態から脱却するために国家への「統合（Unitie）」（II 260/ I 237）<sup>48</sup>の創造を志向し、さらに、諸国民の法は自然法と同一なので<sup>49</sup>、平和を優先目的と

<sup>47</sup> 「身分制議会は、港湾税とあらゆる外国人に領海のどこでも課される通行税について、議会の権威によって *parliamenti Anglicani autoritate/ by autoritie of Parliament* 課されうること疑わなかった」（1379/381）と、課税に関して国王の大権と議会の承認と二面性があることを理解していたように思われる。セルデンの国民主権論（Somos, op.cit., p.337）に、国王と議会の権力の起源は求められる。

<sup>48</sup> 本章の『リヴァイアサン』からの引用は、Thomas Hobbes, *Leviathan*, Noel Malcolm ed., *The Clarendon Edition of the Works of Thomas Hobbes*, vol.IV,V, Oxford University Press, 2012 の3巻本からで、本文中の括弧に参照した3巻本の巻数とページ数を記す。和訳はホップズ『リヴァイアサン』永井道雄・上田邦義訳、中央公論新社、2009年を参考にし、この巻数とページ数を括弧内の／の後に記す。

<sup>49</sup> Hobbes, *De Corpore Politico: or the Elements of Law*, in *The English Works of Thomas Hobbes*, William Molesworth ed., London:1840, vol. IV, p.228（ホップズ『法の原理』高野清弘訳、筑摩書房、2019年、374頁）。

する自然法論は彼の国際平和論とも読むことができるだろう。国際関係でも平和の自然法により、国家による安全保障には遥かに及ばないながら、次善の友好的な平和秩序の可能性を否定するわけではない。ホッブズの定義では、完璧な安全保障がない不安定な状態を戦争状態と規定するので、自然状態は定常的に戦争状態となるが、高いレベルの安全保障に至らなくても、平和の自然法によって不安定な度合いの平和を維持する国際関係の「同意と協調 Consent, or Concord」(II 260/ I 237)に向かう側面もあり<sup>50</sup>、それを無為にする悲観的な情念論と同時に、人間の理性と諸徳の力をむしろ肯定する人間本性観を彼の自然法の基礎に確認できるだろう。彼の人間本性論と自然法論は、全てを破壊的な情念論に還元して解消するのではなく、両義的であった。

さらに、グロティウスとホッブズの対比には、マルコムが17世紀の国際法論の基本的な2類型として、国際法を「人間の意志と人間の合意に基づく実定法」に求める伝統と「自然法」に求める伝統に大別し、前者にグロティウス、後者にホッブズを含めたことが示唆的かもしれない<sup>51</sup>。グロティウスは自然法をローマ法により例証する方法に大きく依拠し、人間の社会性から航行や交易の自由など海洋の共同利用についての人類の歴史的な合意協定に違反する国民を懲罰する戦争権を正当化した。他方、ホッブズの方法論はローマ法を典拠とする方法ではなく、むしろ古代の共和主義の言説の影響を排除し、普遍的な人間論からの推論で演繹した普遍的な自然法が諸国民の法に他ならなかった。彼が列挙する多様な複数の自然法は、自然状態＝戦争状態に擬えた現実の国際関係に適合した戦争権を容認するとはいえ、主眼は平和の追求であって、「第1の基本的な自然法」「平和を求め、それに従え to seek Peace, and follow it」(II 200/ I 179)を国際法と

<sup>50</sup> ホッブズにおける国家間の協力の可能性について、アーミテージは明確に「もし国際関係に関するホッブズの理論 Hobbesian theory が、国際的無政府という概念を、協同の可能性を全く欠いた国家間の競争として性格づけるならば、ホッブズ自身はホッブズ的ではなかった」と述べている (David Armitage, *Foundations of Modern International Thought*, Cambridge University Press, 2013, p.72 / デイヴィッド・アーミテージ『思想のグローバル・ヒストリー—ホッブズから独立宣言まで』平田雅博他訳、法政大学出版局、2015年、99頁)。

<sup>51</sup> Noel Malcolm, *Aspects of Hobbes*, p.439.

して現実の国際関係に課したのである。『リヴァイアサン』第14、15章の詳細な個別の自然法論は彼の国際法論と読むことができる。善と悪が個人の主観的な欲求に相対化される自然状態でも、「平和が善であることには全ての人が合意する」（II 242/ I 218）と、ホブズは平和へのコミットメントを明言する。この合意の理由は、『市民論』の対応する箇所の方がより明晰に説明されている。すなわち、「当面の欲求の相違のゆえに異なった基準によって善と悪を判断しているかぎり、人々は戦争状態にある。この状態が悪いということ、したがって平和が善いということは、戦争状態に置かれている限り万人が認識するところである」<sup>52</sup>。主観的な欲求の善悪の相対主義にとられることなく、平和と戦争は普遍的な善と悪と判断できるのである。

現状の戦争の悪を批判的に認識し、それに未来に代わる善として平和を求める理性能力と平和のための自然法が薦める徳について人々を教化する役割を期待されるのが「真の道德哲学 the true Morall Philosophie」である（II 242/ I 218）。ホブズの著書自体が道德哲学として平和の自然法を教育する実践的な役割を有していた。彼が自然法を民衆にも容易に理解されるように「自分自身にして欲しくないと思うことは、他人に行うな」と要約し、自他の立場の交換による公平性を確保する手法を提示するなど（II 240/ I 215）、世界市民さらには国民への教育的な意図が示されている。更に、支配者の命令としての法の本質を自然法に持たせるために、ホブズは自然法が神の命令であることを付言する。『市民論』では自然法の章に続いて、聖書を参照する独立した第4章「自然法は神の法であること」が展開されていた。この章が『リヴァイアサン』で省略されているのは、宗教に依存しない世俗の主権論に革新する意図からかもしれないが、国際法としての自然法の拘束力は、世界国家の主権は考えられない以上、政治権力の裏付けによって供給されるのではなく、キリスト教徒に限られるが、神の命令によることになる。国家の外での自然法による平和の醸成をホブズが期待したのは、道德哲学と聖書の信仰による徳と習俗の教化という文化的な影響であったと言える

---

<sup>52</sup> *De Cive*, pp.119-120 (92頁).

だろう。

ホッブズにとって、自然状態における平和の自然法は全く無効というわけではない。共通の国家権力確立以前では、「正義・公平・謙虚・慈悲 *Justice, Equity, Modesty, Mercy*」の自然法は人間の情念から遵守されることは期待できず、人間は生命を保障する実力を欠くので、自力救済が合法的であるというのが基調であるが、同時に、「自然法は、あらゆる人々が守ろうとし、そして無事に守ることができたときには、守ってきた the *Laws of Nature*, (which every one hath then kept, when he has the will to keep them, when he can to it safely.)」とも認めている (II 254/ I 232)。少なくとも、ホッブズが自然状態を反映した当時の国際関係の現実を是認していたわけではないことは、続く彼の論調が示唆している。

今日大きな家族に過ぎない都市や王国が、かつて小家族がしたのと同様のことを行っている。危険が迫っていると、侵略の恐怖があると、侵略者に援助が与えられる恐れがあると、あらゆる口実を探し出して、(その安全を守るために) 領土 *Dominions* を拡大する。また公然たる武力行使や秘密の策謀によって、隣接の都市や国家を制圧し弱体化しようと、可能な限りの努力をする。しかし、それも、他に警戒の方法がないから、正当な行為であり、後の世にまでその誉れが伝えられる。(II 118/ I 232-233)

自然状態と国際関係ともに戦争状態であるが、複数の個人 = 主権者の間の平等がホッブズの重要な論点で、上記の引用のように帝国支配への国家の強大化には明確に反対している。自然状態の各人の間の自己保存から止むを得ない必要性からの戦争は平等な生存権から正当化されるが、国際関係は自然状態の個人では到達不可であったような国力の差が生じ、自己強大化への征服戦争に駆り立てる傲慢な傾向は区別して批判されなければならない。このことをホッブズが識別していたことは「戦争の必要」と「戦争を好む精神」の区別から推測される。

自然法は戦争においても次のことだけは命じる。すなわち、人間は、自分の現在の情念の残酷さ *cruelty*—自分自身の良心において将来の何の利益も予見しえないような残酷さ—を満足させてはならないということである。というのは、そのような残酷さは戦争の必要ではなく、戦争を好む精神の性向を

not a necessity, but a disposition of the mind to war あらわに示すものであり、自然法に反しているからである。<sup>53</sup>

強大なリヴァイアサンは決して軍国主義ではなかったことを正しく理解すべきだろう。グロティウスがローマ法から帰納した自然法と諸国民の法は、ホッブズの理性の自然法によって批判的に受容された。木庭によれば、ローマ法の中心に「占有」概念があり、現時点での個人の占有に対する徒党の実力による侵害を阻止し、個人の所有権の保全をはかる。外部からの実力行使の侵害に加えて、紀元前2世紀末以降のローマ史の「大土地所有」の展開で、農場が小耕作地を併呑し粗放で複合的な土地所有に拡張したために、占有の単位である農場内部での軍事化の進行がもたらす内部での実力による侵害の危険に対しても、占有訴訟は対処するようになった<sup>54</sup>。着目すべきことに、民法における占有による実力のブロックは近代国際法にも影響している。ジェンティーリやグロティウスの正戦論以来、自衛権や予防的先制攻撃という形で実力行使が入り込み<sup>55</sup>、占有の論理から逸脱する傾向がみられたが、この傾向を批判し、さらに、国内の軍事化の危険に対しても反対することで、軍事力を抑制し平和を追求した思想の系譜がトゥーキュディデースを正確に読みぬいたホッブズから日本国憲法第9条まで続いているのである<sup>56</sup>。

占有の基礎理論は軍国主義批判としての意味を含んだ広がりをも有していたが、帝国支配との関係はどうであっただろうか。占有理論は徒党の実力による侵害を阻止するために、現時点での占有関係で事態を停止させ、その後の裁判に委ねるので、占有の認定においては両義的であるだろう。近世ヨーロッパ諸国による植

<sup>53</sup> *The Elements of War*, p.118 (『法の原理』、204-205頁)。

<sup>54</sup> 木庭顕『新版 ローマ法案内—現代の法律家のために—』勁草書房、2017年、47-57,127-137頁。

<sup>55</sup> マルコムは、他者からの正当な恐怖の原因が常在し、「先制攻撃 pre-emptive attack」の権利から「国際的な自然状態」は「永続的なアナキーの暴力の状況」であるというホッブズについての通説を否定し、恐怖には「事実についての経験的な判断」が歯止めとなるべきであり、さらに先制攻撃の利益とそれにより戦争に巻き込まれる市民の不利益とを考量すべきであると考えていたホッブズにとり、「究極の目標は内在的に防衛的である以上、最適の戦略は好戦性 belligerence でなく抑止 deterrence である」と説明している (Malcolm, op.cit., p.449)。

<sup>56</sup> 木庭顕『誰のために法は生まれた』朝日出版社、2019年、371-376頁。

民の歴史では、占有は植民者の占有する権利と、ビトリアにおけるように先住民の所有権と二通りの意味で使われたが、現在の占有よりも外部の暴力的な諸集団がこれから異邦人の土地を占有する意志と実力を正当化するのは、軍事力を行使し介入をする帝国支配につながり、明らかに占有の原義からの逸脱である。「何かをなす権利としての占有はヨーロッパの拡張の正当化に中心的であった。他方で、何かにおける権利としての占有はヨーロッパの拡張に隷従する諸民族の防衛に中心的であった」<sup>57</sup>。植民地において、多数の先住民の中で植民者や征服者は脆弱な存在で、武力の抵抗を受けいつ虜囚に転落するかもしれない面は確かにあったが<sup>58</sup>、この恐れ自体が自衛権から先制攻撃を正当化し、占有論は帝国支配において先住民に不利に非対称に働いていた。ヴァージニア会社に若い頃に勤務したホップズが、所有権を占有よりも主権者による配分や主権者間の協定に基づけていることは、植民地化される人々の安全と平和という主権の目的の観点から占有論の利用を是認しえなかったと、植民地主義への彼の批判に解釈できるかもしれない。

明確に植民地主義の帝国を否定した移民政策を主権者の職務にホップズは含めている。民衆の怠惰への対策として移民政策一般は推奨されても、アメリカの先住民を「自然の奴隷」として絶滅させるような植民地化には、次のように警告している<sup>59</sup>。

貧しいが肉体は頑強であるという人々の数は、絶えず増加しつつあり、彼らについては、人口の少ない国々への移民を行うべきである。とはいえ、その国に住んでいる人々を絶滅すべきではない。彼らはそれらの人々に、より一層密集して住むことを教え、また、見つけた物を急いで獲ろうと広大な土地を渉猟することなく、季節に応じてそれぞれの小さな地面から彼らの生活を支える物を技術と労働をもって求めるように仕向けるべきである。そして全

<sup>57</sup> Fitzmaurice, op.cit., p.34.

<sup>58</sup> Linda Colley, *Captives: Britain, Empire, and the World, 1600-1850*, New York: Anchor Books, 2002 (リンダ・コリー『虜囚——一六〇〇～一八五〇年のイギリス、帝国、そして世界』中村裕子・土平紀子訳、法政大学出版局、2016年)。

<sup>59</sup> Malcolm, op.cit., p.441-442はホップズが「熱心な原・帝国主義者 proto-imperialist」でなかったことを論じ、次の引用部分も参照している。

世界が人口過剰となった際の最後の救済手段は戦争である。それは各人に、勝利または死を与える。(Ⅱ 540/Ⅱ 116-117)

先住民に対して農業に生活様式を変えるように介入する点で、近代の自然開発思想から先住民の狩猟文化を破壊する問題性を指摘することもできるが、平和と安全を目的とする彼の政治学の観点に適合した先住民の扱いと評価でき、先住民の生命を犠牲にする帝国主義批判の事例となる。さらに、戦争への言及はそれを勧めているのではなく、むしろ回避すべき最悪事態への帰結として風刺していると読むべきだろう。

領土の征服とともに、「野蛮な」文化を文明化することが帝国支配の一般的な理由だが、ホップズの自然法は国際法としてこうした文化的な帝国主義に対する禁止ともなっていると解釈できる。グロティウスの「人類社会の法」が自由な交流を妨げる国民を懲罰するのは、各国民の自給性を許さない西欧中心的な普遍主義と言えるかもしれない。それに対して、ホップズの自然法の原理は宗教戦争の反省から得た文化的な相対主義にあり、各国のそれぞれの「国法」の個性を承認することで普遍的に適応されるのである。彼にとって、外国からの文化的な侵略の実例はローマ教会であった。彼は「暗黒の王国 the Kingdom of Darknesse」と風刺し、アジア諸国への伝道からイングランドへの侵入に戻ってくる恐れを警告するとともに、他の宗教団体についても「神の王国はこの世のものであり、したがって世俗国家 the Civill State の権力とは別にそこに権力を持つべきであると主張する」政治的脅威に警鐘を鳴らした(Ⅲ 1124/Ⅱ 370)。このローマ教会の介入のコンテクストにおいて、自然法の無知が普遍的に免罪理由とならない次の説明を読むことができる。

自然法 the Law of Nature についての無知は、何人にも免罪理由にはならない。なぜなら理性の使用を獲得するに至った者は誰も、自らに対してなされるのを望まぬことを、他人に対してすべきでない、ということを知っているものと考えられるからである。したがって、人がどんなところに行こうとも、もしこの法に反することを行えば犯罪 a Crime である。もしもある人が、インド the Indies からここへやって来て、新しい宗教を受け入れるよう、こ

この人々に説得したり、また人々がこの国の法 the Laws of this Country に服従しなくなるような、何かを教えたりするならば、たとえ彼がその教説の真实性をいかに信じていようと、彼は犯罪を犯しているのであり、そのために処罰を受けるとしても、不当ではない。それは彼の教説が虚偽だからという理由ばかりではなく、彼が他人には是認しえないであろうようなことを、たとえば、ここから出かけて行って、その土地の宗教を変えようとするのを、彼自身が行なっているからである。けれども人が異国 a strange Country で、その国の法 the Civill Law を知らないということは、その法が彼に示されるまでは免罪理由になる。なぜなら、それ以前にはいかなる国法も彼を拘束してはいないからである。(II 454-456/ II 41-42)

後述のように、ホッブズは自然法に対する「罪」と国法に対する「犯罪」を区別するが、ここではこの自然法違反が訪問国の国法違反の教唆となり、「犯罪」と「処罰」に結びついている。「インド」をローマに置き換えれば、ローマ教会の外国への介入の非道を説くために、イングランドからのローマ教会への介入という想像上の立場の逆転から、ローマ教会に自然法違反を反省させることによって、自然法の公平性を例示したのであろう。ホッブズの時代に両インドに対してキリスト教の伝道はあったが、その後のブリテン帝国によるインドの改造計画の批判として後世の読者ならば読めるであろう。このように、ホッブズの自然法はヨーロッパの主権国家体制を超えて、世界の他地域の諸国家の主権についても、それぞれの宗教と国法の自立性への介入を断罪し反対する広い公平な観点を示唆する意味をもっていたと評価できるだろう。

オランダと VOC のスペイン・ポルトガル帝国への抵抗の戦争を行う私的な主体をグロティウスの自然権は構成したので、帝国支配に対する植民地の抵抗の理論と評価することも不可能ではない。対等な自然権の理論は、ホッブズによって展開され、個人も国家も同等であり、自治能力を認められる点で、帝国の異民族支配を抑制する<sup>60</sup>。グロティウスの場合には、しかしながら、VOC に懲罰権と

---

<sup>60</sup> Christov, op.cit., p.134.

いう国法の個別性を超越する権限を付与したことが帝国支配への道を開いた。ホッブズが国家主権者のみに正当な処罰権を限定したのに対して、自然法から処罰権を引き出すグロティウスは、犯罪者は下位の存在に墮落するので、道徳的な欠如のない誰によってでも罰せられると確信した<sup>61</sup>。この差別化が異民族に対する帝国支配に大きな裏付けを与えることになるだろうことは容易に想像できる。

VOCの地球規模に拡大する戦争権の前提となる人類全体の社会への罪というグロティウスの処罰論から、ホッブズの自然権がいかに隔たっているかを確認しよう。ホッブズは自然状態の個人に自衛権と並んで、「予防のためには疑わしい隣人を侵略する権利」(II 450/ II 35)を認めるが、「隣人」と言うことで侵略は地域的に近隣に限定されている。人類への罪に対する処罰という観点にはなく、第三者として介入する世界帝国の支配は除かれていると言えよう。両者の相違で基本的なのは、グロティウスにはないホッブズの「罪 Sinne」と「犯罪 Crime」の区別である。要約して対比すれば、「罪」は自然法に反する意図に関わり、「犯罪」は国法に反する外的行為に関わり告訴しうる罪で「主権が消滅するとき犯罪も消滅する」(II 452-454/ II 38-40)。

この「犯罪」の定義から、「処罰 Punishment」は「犯罪」にのみ対応するものとなり、主権者のみに処罰権は集中され、私的な会社による復讐のための侵害行為は正当性を剥奪される。さらに処罰の目的はコモンウェルスへの服従の確保の増進という未来の善に向けられる点も「犯罪」がコモンウェルス設立後の罪であることと関わる。こうした含意を示す「処罰」の定義は次の通りである。

ある人の行なったり回避したりした事柄が、公的権威によって違法と判断されるものである場合、同じ権威によってその行為者に科せられる懲らしめ Evilのことである。そして、その目的は、人々の意志をよりよく服従へ向かわしめることにある。(II 482/ II 64)

しかし、こうしたホッブズの処罰権は、グロティウスがVOCの懲罰権の正当

---

<sup>61</sup> Dieter Huning, "Hobbes on the Right to Punish," in Patricia Springborg ed., *The Cambridge Companion to Hobbes's Leviathan*, Cambridge University Press, 2007, pp.222,230.

化に用いた海の自然状態での戦争権とつながりのないものではなく、自然の戦争状態で万人が持っていた隣人に対する戦争権が、臣民によって放棄され、主権者にのみ残されたと、主権者の処罰権の起源をホッブズは説明する（II 482/ II 65）<sup>62</sup>。グロティウスの会社主権の懲罰論は、このコモンウェルス設立への過程を逆行させる反逆として、オランダのスペインへの反乱と同列にホッブズには映ったであろう。コモンウェルスの処罰権と自然状態の戦争権は、起源が同根であるが、区別することが肝要で、反逆した国民や国民でない敵国の外国人は、主権者に服従せず、国法に服さないの、彼らは処罰権でなく、国法の規制を受けない懲罰を与える戦争権の対象であるとホッブズは識別している（II 486,494/ II 69,74-75）。

敵国や反逆者に対する戦争権と国法による処罰権は、「無実の臣民 *Innocent subjects*」に対する扱いが全く異質で、混同することはコモンウェルスによる臣民の平和と安全を追究するホッブズにとって、大きな問題であっただろう。もとより、自然状態でもコモンウェルスでも常に機能する自然法は、「報復 *Revenge*s」において「犯罪者の是正や他の者の教化」以外の意図を禁じ、理由もなく他人を傷つける「残酷 *Cruelty*」を禁じていた（II 232/ I 209）。無実の臣民の処罰はこうした自然法に反するというホッブズの論点は共感しやすいが、他方で、敵国の無実の人々はいかなる懲罰を受けても、コモンウェルスの利益という理由から、「残酷」でなく自然法違反でないとなれば論じるのは、過酷に聞こえる。しかし、これは戦争や反乱のコントロールできない悲惨さを強調する趣旨と読むことはできないだろうか。長文であるが、次の引用は戦争や反逆が引き起こす状況の悲惨さを細かに提示することで批判したものと解釈し、グロティウスがVOCの私掠行為弁明に適用した正戦論の伝統に対する反駁として比較できるだろう。

<sup>62</sup> グロティウスは自然の個人の懲罰権を『捕獲法論』以後否定するようになり、『戦争と平和の権利』では政治状態への移行で主権者に服従する臣民は自然法の違反に対する懲罰権を失い、主権者のみにその使用は残されると論じ、ホッブズのここでの説明はそれに近い（Gustaaf van Nifterik, "Grotius and the Origin of the Ruler's Right to Punish," in Blom ed., op.cit., pp.410-411）。

しかし、無実な Innocent 者であってもそれが臣民でない場合には、どのような懲罰を科そうとも、それがコモンウェルスの利益となり、またこれまでに結ばれたいかなる契約 Covenant も犯していなければ、自然法の侵犯ではない。というのは、臣民でない者は、敵であるか、さもなくば既に契約によって臣民であることを止めた者かのいずれかであるからである。しかし、自分たちに対して害をなしうるとコモンウェルスが判断する敵に対しては、戦争をしかけても自然の本来の権利によって合法的 lawfull である。この場合には剣は正邪の判別をしない the Sword Judgeth not。また、勝利者が過去に照らして無実かどうかを区別するものでもなく、自国の国民 People の利益に役立つこと以外は、他に慈恵 mercy の念を抱く必要のない戦争である。臣民のうちには、既に確立されたコモンウェルスの権威を故意に否認する者がある。このような者に対するコモンウェルスの復讐 vengeance は、その父親たちだけでなく、まだこの世には存在せず、したがって彼らがそのために苦しめられる事実については何ら罪のない、その後の三代、四代にもわたって行われても合法的であり、この場合の復讐の根拠はまさに今述べた点にある。この違反の本質は服従 subjection の放棄にあり、それは戦争状態への復帰であり、普通反乱 Rebellion の名で呼ばれる。このような犯罪を行った者は、臣民としてではなく、敵として扱われる。反乱は戦争の再開に他ならないからである For Rebellion, is but warre renewed. (II 494/ II 74-75)

ここで、自然法違反でないという意味で戦争は「合法的」とされてはいるが、これは戦争を正義と是認するのは異なる<sup>63</sup>。コモンウェルスの法の確立まで正邪や正義・不正義が存在しないというのが戦争状態であり、ホップズが「力と欺瞞

<sup>63</sup> 条約をめぐるグロティウスの思想史的な位置づけによれば、領土拡大の手段としての条約に対するエラスムスの懐疑主義と、そうした条約を是認する国家理性のマキアヴェリ対立があり、リブシウスが条約の利用を容認しつつ、合意への信義を必要とした総合を受けて、グロティウスの条約の国際秩序論があり、彼の自然法は条約を守る法秩序を通して平和と協調の目的に至る構想であったが、条約への違反を懲罰する戦争を導入する点で、エラスムスの平和主義を批判し、あらゆる戦争を無差別に否定することはマキアヴェリズムの相対主義に陥ると反対し、合意から正当化される正戦を識別できるとしたことが、特にホップズとの比較の観点からは重要であろう (Weststeyn, loc.cit., pp.21-27)。

Force, and Fraud は戦争における二つの主要な美德である」としたのは（Ⅱ 196/1175）、戦争状態の中の説明だけでなく、正戦論の欺瞞性を揶揄したものとも、グロティウスの戦争権との比較からは、考えられるかもしれない。ここまで、この章ではホッブズの『リヴァイアサン』は VOC による懲罰戦争を正当化するグロティウスの正戦論と帝国主義を批判する理論を含意していたことを論証した。

#### 第4章 主権による管轄と経済の相互協調—交易会社・所有権・臣民の私的自由

ホッブズにとって、イングランドの内乱が、VOC の興隆やそれを正当化するグロティウスの『自由海論』、特に所有権論などの自然法学、そしてそれに対するセルデンの『閉鎖海論』の反論とも関連があったことは、ホッブズが『ビヒモス』で挙げた内乱の張本人のリストに、宗派的動機のある者と古代ギリシア・ローマを信奉する共和主義者（これらもオランダの信仰の自由や共和国体制と関連するが）に加えて、「低地諸国 [オランダ] の繁栄 the great prosperity of the low Countries」をスペイン君主への反逆に帰して「同様の統治の変更」を求めた「ロンドン市やその他の交易大都市 the City of London and other great towns of trade」や、主権者の必要に無知で、「自身が所有するものなら、何でも思い通りにできると考えていたので、公共の安全という口実をもってしても、彼ら自身の同意がなければ財産を取り上げることはできなかった」民衆がいたことから伺える<sup>64</sup>。

『リヴァイアサン』第29章でも、オランダの商業共和国モデルの影響が、コモンスウェルスを弱らせ解体させる要因の中の隣接国民の統治の模倣として挙げられている。

イングランドにおける最近の諸紛争 the late troubles in *England* についても、低地諸国の例を見て、富裕になるためには彼らがやったように統治形態

---

<sup>64</sup> Hobbes, *Behemoth*, Paul Seaward ed., *Clarendon Edition*, vol. X, Oxford University Press, 2014, pp.110-111（ホッブズ『ビヒモス』山田園子訳、岩波書店、2014年、20-21頁）。

を変える以外に何も必要でないと考え、紛争を満足して眺めていた人々が多かったことも疑いないのである。(II 506/ II 86)<sup>65</sup>

スペインの主権者に対する共和主義の反乱を主権への脅威として述べているのであるが、オランダ政治の内容はホップズが列挙している他の多くの要因、(II 228,229,230/ II 86,91,93,94) も含んでいたと考えられる。すなわち、オランダの連邦共和国や強大な都市共和国、そして主権を分有した東インド会社は、彼にとって、主権分割の学説、混合統治の例であり、独占による少数の私人への富の集中、「大きなコモンウェルスの腹中の多数の小コモンウェルス」とされる巨大都市や多数の組合 (Corporations) もオランダの悲観的な行く末に当てはまると考えたのであろう。

ホップズの国家は自給自足で外国貿易や貿易会社を否定するというわけではなく、国富の増強に必要な手段と認めるが、それらを主権者の絶対的な管理のもとに置く。東インド会社を含む、絶対的で独立した唯一の団体である国家以外の多様な「従属団体 Systems Subject」は、「公的 *Political*」と「私的 *Private*」に大別される。前者は「政治体 *Bodies Politique*」「法人格 *Persons in Law*」とも呼ばれる。「公的」や「政治体」は国家と紛らわしくミスリーディングであるが、これらの呼称の意味は「国家の主権者の権力 the Sovereign Power of the Commonwealth から発する権限によって創られる」(II 348/ II 310) ということである。したがって、東インド会社を「会社 - 国家 *Company-State*」、「法人主権 *Corporate Sovereignty*」と規定するスターンとは異なり、ホップズは会社を主権者とは決して認めない。団体は創出において主権国家に依存するとともに、常に国家の主権者に制限される存在に過ぎない。諸団体は多様なそれぞれの目的によって区別限定されていることも重要で、「政治体」は国家のような包括的な機能はもたない。属州・植民地・都市の統治のための「政治体」と貿易のための「政治体」は別個である。

<sup>65</sup> 『リヴァイアサン』からの引用は、前章と同様に、本文中に括弧でページ数のみ記す。

なお、海との闘いに鍛えられた活力と勤労の規律から繁栄したオランダを模範と推奨したイングランドの論者については、Jonathan Scott, *When the Waves Ruled Britannia: Geography and Political Identities, 1500-1800*, Cambridge University Press, 2011, pp.57-62 を参照。

グロティウスにおける個人、法人、州、国家の間の緊張は、ホッブスの不可分の国家主権の絶対性によって、一刀両断に解決される。

海外貿易会社について、ホッブズの説明では、その目的は、国内と国外との二重の独占によって、全団体の共同利益でなく、投資する成員の商人の個人的利得を増やすことであるので、各人は会社の経理運営に精通しているべきで、団体の代表は全成員からなる合議体が適切である。会社の独占が国内においては人民に、国外においては外国人に不利となると、独占の弊害を批判するのがホッブズの原則であるが、国外での独占と国内での自由な売買の組み合わせは「国家にとって極めて有益となるだろう」とも付言し、国際的な公平性と重商主義的な国家利益の両方の観点を併記している。また、団体に対する成員の債務に対して団体が没収や監禁を行うのは、自身の訴訟で裁判官になるのと同然と反対し、これは国家の権限であると規定している（II 362-366/ I 320-323）。外国や外国の商人に対して、会社が正義の執行として私的に捕獲の戦争を遂行することは、主権者の命令による私掠以外には認められないだろう<sup>66</sup>。

さらには、インドにおける東インド会社は「私的」な団体となるだろう。「外国の権力による権限は、他国の領土内では、公的でなく、私的なものに過ぎないからである」（II 348/ I 311）。領土によって空間的に分離したホッブズの主権国家は相互に独立していることは、ヨーロッパとインドとの関係にも適用されよう。外国の私的な交易団体が部分的に領土を獲得しあらゆる統治分野の権限をもつ主権者となることについては、国内の団体の代表者が主権者となるのは「支配を分割することであり、それは国民の平和と防衛に反する to divide the Dominion, contrary to their Peace and Defence」（II 350/ I 312）という批判が

<sup>66</sup> ヨーロッパから遠隔の海域では18世紀までVOC、オランダ西インド会社、イングランド東インド会社等は海戦や交易の防衛で不可欠の役割を担ったが、私掠船と国家の目的は食い違うこともあり、1670年代以降、イングランド国家は私掠を規制し制限する方向に向かった（Richard J. Blakemore and Pepijn Brandon, "The Dutch and English Fiscal-naval States: A Comparative Overview," in *War, Trade and the State: Anglo-Dutch Conflict 1652-89*, David Ormrod and Gijs Rommelse eds., Woodbridge: Boydell Press, 2020, pp.134-135）。ホッブズの家獣リヴァイアサンはヨーロッパの「財政海軍国家 fiscal-naval states」を象徴するとも言える。

当てはまるだろう。さらに、特に「臣民を保護する権力」の裏付けとなる「軍事権 the *Militia*」について、主権者の権利は分割できず、主権者が主権を放棄しない限り権利は譲渡されないという原理からも（II 278/ I 252-253）、ホブズの主権論は、後にムガル皇帝から権限譲渡を受けるイギリス東インド会社による、軍事・財政・司法・経済など統治全般にわたるインド帝国支配を否定することになると考えられる。

他方で、ホブズは「設立されたコモンウェルス」と等しく、征服によって「獲得されたコモンウェルス」の専制支配にも正統性を認める。しかし、この国家の始点での様態の違いは、結果的に主権者の権利や職務に何ら影響を与えるものではない（II 306/ I 276）。ホブズは国民国家のみに正統性を認めるのではなく、帝国や複合君主政のような形態も含めて、事実上の主権の保有者が主権者としての機能を果たしているかどうかが問題であって、帝国の中心と属州で住民の福祉に差があるような帝国支配は容認しない。主権の行使はその全統治領域に対して対称的であればならないので、先住民の安全が保障されない場合には自衛の抵抗権までも是認するように、帝国支配の非対称な現実を批判する理論となっている。

様々な国民の君主である一人の人間が、一方では人々の合議によって設立された主権を持ち、他方では征服によって、つまり個々の人間が死や枷を避けるために服従した結果、主権を持つ場合、一方の国民だけに、征服の名のもとに、つまり彼らが征服された国民であるという理由で、他の国民よりも多く要求するとすれば、それは主権者の権利が何かを知らない行為である。主権者は、いずれに対しても等しく絶対であるべきである。さもなくば主権は全く存在しない。そしてこの場合には各人は、もしできるなら、自分自身の剣で自分を守っても合法的であり、それは戦争状態に他ならない。

So that for a man that is Monarch of divers Nations, whereof he hath, in one the Sovereignty by Institution of the people assembled, and in another by Conquest, that is by the Submission of each particular, to avoyd death or bonds; to demand of one Nation more than of the other, from the title of

Conquest, as being a Conquered Nation, is an act of ignorance of the Rights of Sovereignty. For the Sovereign is absolute over both alike; or else there is no Sovereignty at all; and so every man may Lawfully protect himself, if he can, with his own sword, which is the condition of war. (II 314/ I 282)

さらに貿易会社が主権を有し、交戦権を行使すれば、植民地帝国の建設に着手しない保証はなく、ホッブズが君主に反逆する自由の範型として恐れたローマは拡大型共和国でもあり、彼は広大な帝国支配への傾向もコモンウェルスへの脅威として明言的に批判している。

私たちはさらに、領土拡張への飽くなき欲求、「病的飢餓」を、それがあつたために敵からしばしば受ける不治の「痛手」とともに付け加えることができよう。さらにまた、まだ統一されない征服地は「瘤」のようなものであつて、それもしばしば重荷となり、保持するよりは失う方が危険が少ないものである。

We may further adde, the insatiable appetite, or *Bulimia*, of enlarging Dominion; with the incurable *Wounds* thereby many times received from the enemy; And the *Wens*, of ununited conquests, which are many times a burthen, and with lesse danger lost, than kept; (II 518/ II 95)

帝国批判につながる尽きない領土拡張への戒めは、グロティウスの私的主体の戦争権の正当化理由に含まれていた自然法学の所有権学説に対する反駁と関連している。好戦的な主体の保持する所有権は主権と衝突する、すなわち、「あらゆる私人が主権者の権利を排除するような絶対的な所有権をその財貨に対して持つ *That every private man has an absolute Propriety in his Goods; such, as excludeth the Right of the Sovereign.*」(II 504/ II 85)。国家の解体につながるこの私的所有権の絶対性の思想を批判するホッブズは、所有権の起源も主権者の絶対的な管理のもとに完全に移すようにグロティウスの所有権理論を否定する。そしてこの批判的展開は、東インド会社の自由海論とその戦争権をめぐる帝国の現実の競争の文脈の中で行われたと考えられる。

グロティウスの自由な海には共通の権力は存在しないので、ホッブズの自然状態と一致する。ホッブズからすれば、それは「万人が万物について権利を持って

いる all men having Right to all things」状態、「その普遍的権利 the universall Right」を譲渡する代償としてコモンウェルスの設立によって初めて確保されることになる「所有権 Propriety」も「正義 Justice」も存在しない（II 220/ I 198）。グロティウスの海は無主物で誰のものでもない状態で、その無限の豊富さで先占によって誰もが占有でき争奪戦争にもならないと平和な状態が想定されている。経済成長と人口増による資源の不足が生じるまでの初期の時代に、土地を始めとした諸財の豊富な状態のもとでの平和な共有から先占による所有権の発生が平和的なプロセスとしてイメージされているので、そこでは国家設立以前に所有権が生成していたことになる。そして、国家の管轄権の及ばない海という国際的領域で、所有権の侵害に対して、賠償の返還のための正義の戦争を主権者以外の個人や会社が遂行することが正当化された。

ホッブズの言う「万人の万物への権利」は、平和な共同利用を許す消極的な権利ではなく、各自が万物の専有を求める攻撃的な自然の権利が不可避的に衝突する戦争状態のイメージである。万物は無主物でなく、セルデンに見たように、人類全体に無差別に神から授与されたので、万物の所有をめぐり戦争になる。戦争を予防する実効力はないが、分割できないものについては公平の自然法の規定がある。共同使用するか、それができないものは、「くじ Lots」による分配で、「任意的なくじは競争者間の協定 Arbitrary, is that which is agreed on by the Competitors」で、自然のくじは「長子相続 *Primogeniture*」か「最初の占有 *First Seisure*」である。ここでホッブズは自然法が分配する所有を「所有権」と呼んでいないことに注意したい。「最初の占有」には一方的に自然を獲得する主体的な能動性は認められないで、協定や運に委ねることで公平な利用分配を保持しようとしている（II 236/ I 212-213）<sup>67</sup>。しかし、この分配は「万人の万物へ

<sup>67</sup> 『法の原理』から対応する自然法を参照すると、権利譲渡の契約がない限り、万人の平等の原理から、万人の間で分割できない共有物は共同で使用されるべきであり、共同使用も不可の場合には、くじが交互の使用のいずれかを自然法は命ずる。このくじの種類として、通常のかくじ、及び自然の運次第の長子相続権と先占 (*prima occupatio*) が挙げられているが、ここでも「所有権」という言葉はなく、先占も運という変転する流動的な事態としてしか評価されていないようで、確固たる所有権の源泉という位置づけではない (p.105/184頁)。

の権利」を止揚したわけではなく、上記のように、コモンウェルス設立までは、所有権はなく、不正侵害もない不安定な戦争状態のままである。

グロティウスの『自由海論』の戦争の権利論は戦争状態を未だ克服できていない、むしろ、セルデンの領海論が反対したように、主権者なき戦争状態を世界の海洋やインドに拡散させるものと、ホップズは批判していると考えることができよう。所有権を主権者の管理に属させることで、VOCの所有権の返還のための報復的な捕獲戦争を正当化する主観的権利は、オランダ、ポルトガルそして東インド諸国などの国家主権の間の協定によって規制される見通しが得られるだろう。

さらに、会社主権の主張に対するホップズの批判は、経済を国家主権の管理下に置く『リヴァイアサン』第24章「コモンウェルスの栄養摂取と生殖作用について」から読み取ることができる。恐らくこの章が東インド会社と国家主権の関係を考えるときに、最も直接的に関連性のある章であろう。経済学や財政学を含む生活行政 (police) の対象に相当する、この「栄養摂取 Nutrition」は生に有用な物質の「豊富さと配分 *Plenty, and Distribution*」にあるという前提から、豊かな自然の共有財を主権者が配分することで私的所有権が構成されるという理論構成になっている。神が豊富に陸海の自然の産物を、無償もしくは勤労と引き換えに人類に提供してくれると述べているのは (II 386/ I 339)、『リヴァイアサン』前半の過小な財を争奪する自然状態のイメージとは反対のようにも思えるが、他方で、ホップズは次のように再説している。

コモンウェルスがないところでは、各人の隣人に対する永遠の戦争があり、したがって、あらゆるものは、力によって獲得し保持する者の所有となるが、それは所有権、共同所有のいずれでもなく、不安定性に過ぎない。

For where there is no Common-wealth, there is (as hath been already shewn) a perpetual warre of every man against his neighbour; And therefore every thing is his that getteth it, and keepeth it by force; which is neither *Propriety*, nor *Community*; but *Uncertainty*. (II 388/ I 340-341)  
つまり、グロティウスのように先占による主観的な所有権の生成は認めないとい

うことであって、この理由から、主権者による配分こそが所有権を設定し、所有権の設定は「主権者の権力 the Sovereign Power に属している」ことが強調される（II 388/ I 340-341）。

所有権の前提となる主権の絶対性は繰り返し主張される。

所有権の導入はコモンウェルスの結果であり、コモンウェルスはこれを代表する人格 the Person that Represents によるほか何事もなしえないのだから、所有権は主権者だけの行為であり、また、主権を持つ者以外は何人も創りえない法に基づいている。（II 388/ I 341）

こうした当時の通説の先占論の強い否定は、それだけの実践的関連があったと推測される。土地の私的財産は一人か数名の国民による先占でなく、主権者による「公平と共同利益 Equity, and the Common Good」の判断からの配分によるという土地配分法の歴史的な説明は、土地を征服した民族が先住民を絶滅させずに彼らにその所有地を残したが、それを先住民は征服者による配分と考えるようになったという史実を含むことから（II 388/ I 341-342）、「無主地」の植民を正当化する先占論に対する反対の含意を持っていたことを読み取ることができよう。

主権者の配分が所有権を構成することの、内乱に関連したより直接的な実践的帰結は、私的所有権は他の国民の利用を全て排除するが、主権者は排除しないということである。所有権は構成時だけでなく、その後も主権者による配分を受け、つまり徴税の対象となるのであって、課税に反発し所有権の絶対化から反乱を正当化することの再発を防止する。現実の主権者が情念に動かされ苛厳誅求に至っても<sup>68</sup>、内乱は自制することが、周知のように、国民が主権者の全行為を自身の行為として「承認した authorised」というホブズの立論の意味であった。

ただし、ここで主権者の配分は、「恣意的 Arbitrary」と表現されながらも、

---

<sup>68</sup> ホブズの主権論は内乱というより大きな悪を回避するための理論で、主権者を「人間的な情念や種々の欠点を免れた人間」に理想化することはなく、コモンウェルスに公共地や定額の公収入を設定することに「人間の本性」の事実から反対して、「貨幣に無頓着であったり、公共財産を長期にわたって金のかかる戦争に使用する危険を平気で冒すような君主あるいは合議体の手に主権が渡るや否や、政府は解体し、単なる自然状態、そして戦争状態を招くことになる」と批判している（II 390/I344）。

その唯一の目的である「共同の平和と安全 the common Peace and Security」によって明確に方向づけられていて、着目すべきことに、ホッブズにおいて、主権者と国民の関係は「承認」とともに「信託 trust」でも繋がれて、究極的に「あらゆる臣民の意志 the will of every subject」が貫かれている。臣民の意志は「自身の平和と安全を主権者の裁量と良心に託したのである committed his Peace and safety to his discretion, and conscience」(II 388-390/ I 342-343)。このように主権者の目的を厳しく限定するホッブズからは、会社主権論は明らかに是認できなかったであろう。東インド会社の目的は商人の利得であり、「共同の平和と安全のためだけに行動する」とは明らかに言えない。会社による土地配分は、会社がインドに征服によるコモンウェルスを獲得しインドの主権者の目的のみに関与するのではない限り、インド諸国民の一人一人の意志に反すると正統性を否定されるだろう。

土地の配分と同様に、ホッブズによれば、外国との貿易の場所と産物の決定も主権者のみに任されている(II 392/ I 345)。彼はコモンウェルスの栄養物に外国産も含め、膨大な領土を有さない限り、余剰産物や労働を輸出したり、正当な戦争によって、必要な外国産物を取得する必要を認め、オランダのような居住地でいっぱいの狭い領土しかなく、中継ぎ貿易に従事したり、輸入した原料を製品化し輸出したりして、国力を増加させたコモンウェルス进行评估しているので(II 386/ I 340)、国際貿易を禁止したわけではない<sup>69</sup>。貨幣として金銀は少数のコモンウェルスの権力では価値を操作できない点から「あらゆる地方の産物の共通の尺度」と評価しており(II 394/ I 347)、金銀は世界貿易の潤滑な運営を助けてきたと認識していたであろう。

外国貿易の主権者による管轄は、同時代の日本の鎖国が交易場所を制限した幕

<sup>69</sup> したがって、自国領土であらゆる資源が自給できるような例外的な世界君主国でない限り、通常複数のコモンウェルスは交易関係にあり相互を必要とするだろうから、よくホッブズの国際関係はアナーキーの「絶対的自由」「絶えざる戦争状態」である証拠として引かれる文章に付されている、「相互に依存しない国家やコモンウェルスの間では」という限定から(II 332/ I 297-298)、この国際関係観は虚構で、古典古代の政治的自由を市民的自由として吹き込む共和主義の著作家を論駁するために両者の違いを際立たせる誇張と解すべきだろう。

府監視下の貿易という点で近いかもしれない。『リヴァイアサン』はローマ教会を批判した最終第47章末尾で、ヘンリー8世やエリザベス1世が悪魔祓いで追い払った教会の聖職者たちが、ヨーロッパ外で、「中国、日本、インドなどわずかの収穫しかもたらさない水なき所を伝道して巡り歩いているローマの霊が再び帰ってくるのではないと誰が知っているのか」(Ⅲ 1124/Ⅱ 370)と触れているので、ローマ教会の世俗的権力の野望への必要な対処として、カトリック教国を排除した日本のオランダと中国に限った貿易を是認したかもしれないが、ホップズの主権者による貿易の規制は相手国の限定はしていない。後述するように、不公平な交易は、拒否された国から敵意を招くことで、国家を危険にさらすと彼は警告していた。

さらに鎖国との類似は表面的に過ぎないかもしれない。主権者による決定の理由は次のように説明されている。

私人が自分の裁量で行うとすれば、なかには利得にひかれ、その結果、コモンウェルスに害する手段を敵に与え、人々の欲求を喜ばせはするが、実は有害な少なくとも益のない物を輸入して、自らを損なう者もあるからである。だから外国貿易の場所と内容の双方について、その可否の決定は、コモンウェルス(言い換えれば、主権者だけ)に任されている。(Ⅱ 394/Ⅰ 345)

所有権の配分で「臣民の平和と安全」のみが主権者の目的であったように、貿易でも同じ目的から、安全保障上の脅威となる武器材料の輸出禁止やアヘン貿易のような経済外的な事例が想定されているように思われ、また主権者は貿易を運営するのではなく、商人の行う貿易について認可するかの決定を与えるだけであろう。所有権について主権者の配分が私人の自由な所有権を妨げるわけではないのと同様に、主権による貿易管理は許可的なもので、商業の大きな私的自由と両立するものであっただろう。

このことは、「貿易のための政治体」について、「商品の売買や輸出入を自分の自由な判断に応じて行うことができる商人たち」が組合を結成し自身を拘束している目的を独占的な利得を高めるためと説明して、商人の経済的な判断力を評価していることから示唆される。科学的知識の啓蒙家ホップズの主権論は、主権

者以外を愚民化し、コモンウェルスを危険にさらさない場合でも、臣民の自由な判断を制圧するような意図ではなかっただろう。むしろ所有権の配分では「臣民の意志」が眼目であり<sup>70</sup>、後述するように、主権と両立する「臣民の自由 the *Liberty of Subjects*」を称揚し、次のように述べている。

人間のすべての行為、すべての言葉を規制するに十分な規則を定める（それは不可能なことである）コモンウェルスは世界中にただの一つもない。そこで当然、次のことが生じる。法律が不問に付した *by the laws praetermitted* あらゆる種類の行為において、人間は自分自身の理性 *their own reasons* が自分にとって最も有利だと示唆することを行う自由を持つ。（II 328/ I 294）

ではなぜ外国貿易について主権の決定を強調したのか。背景にグロティウスによる VOC の好戦的な主権論が内外の平和を乱す恐れがあったと仮説を立てられないだろうか。国家と大貿易会社との間で主権はどこに位置しているか、言明する必要が少なくともあったのだろう。会社が国家に取って代わるのではなく、国家があくまでもビジネスを主導し管轄するのでなければならなかっただろう。国際的な分業で協調をもたらすべき交易の国際関係が戦争原因とならないように、主権者にはどの国にも開かれた公平な交易を命じる自然法が守られるように会社を監督する責務があった。『法の原理』でホッブズは自然法から「人々は相互に分け隔てなく通商や交易を認めるべきである *one man allow commerce and traffic indifferently to one another*」と主張している。その理由は「別の人には拒否することを他の人に認めることは、拒否する相手に対する憎悪を表明することであり、憎悪を表明することは戦争だからである」ということで、ペロポネソス戦争を例に出している<sup>71</sup>。グロティウスは自由通商権からそれを妨げるポルトガルに対する戦争を正当化したが、ホッブズは通商の公平性から相互依存と友好の平和的な協調の秩序を導こうとしている。

<sup>70</sup> 「共同の平和と安全」という「目的を損なうような配分はすべて臣民の意志に反する」（II 390/ I 342-343 頁）。

<sup>71</sup> *Elements of Law*, p.101-102 (177 頁)。

さらに、国民の経済生活において主権の及ぶ範囲を考えるために、「ほとんどすべての個人の存在や福祉 the being or well being almost of every particular man」の必要から土地や産物そして技術に関する所有権を国民の間で譲渡する際の契約における主権の役割を確認しよう。

人々が交換とか相互的な契約 contract によって、相互に余分のものを配分し合い distribute、それについての所有権を譲渡し合うことは必要なことである。したがって、臣民の間のあらゆる種類の契約（売買、交換、貸借、雇用など）をどのように取り結ぶべきか、また、どのような言葉と記号によれば有効であるとみなしてよいのか、これらを指定するのは、コモンウェルス（すなわち主権者）に属することである。（II 392/ I 346）

これも臣民の自由論と関連し、主権が契約法を制定するという意味で、確かに所有権の譲渡に関する契約法は主権者に属するが、主権者の関与はその法の支配の環境を設定するまでで、その後は個々の私人の自由な裁量に委ねられている。

臣民の自由は。主権者が彼らの行為を規制したさいに、不問に付したことがらにのみある。すなわち売買もしくは互いに契約を結ぶ自由、あるいは自分自身の住居や食事、生業の選択、さらには子供を適当であると考える仕方教育すること、およびそれに類する自由なのである。（II 328/ I 295）

絶対主権と両立する市民的自由は法の支配のもとで実現される。ホッブズの言う「法の沈黙 the Silence of the Law」の範囲は広く、「主権者が何ら法を制定していないところでは、臣民は自己の判断 his own discretion に従って、行動したり、しなかったりする自由を持っている」（II 340/ I 304）。法の支配を守ることで、主権者は法を制定しない領域の自由を保障する否定的な方法で、いわゆる消極的な自由を幅広く残しているのである。

所有権の獲得方法としては占有を合意で取って代えたホッブズであるが、党派の私的な暴力から個人の所有権を守るという占有論の基本はむしろ暴力的な自然状態から国家への移行によって貫徹させたと言える。絶対主権によって臣民の私的自由は守られているからである。彼は「あらゆる私人が主権者の権利を排除するような絶対的な所有権をその財貨に対して持つ」という思想を批判したが、こ

れはまさに占有の目的、各人の持つ所有権が他の臣民の権利を排除することを国家が保障するためであった（II 504/ II 85）。この国家主権の配分権にしても、他の臣民と同様に主権者自身にも、臣民個人の生命・身体やその維持に必要な財の固有権を奪うような権限はない論理構造になっているのであって、

かりに主権者がある人に（たとえ正当に有罪判決を受けた者であっても）自殺を命じたり、自分を傷つけたり、不具にしたり、あるいは攻撃を加える者に抵抗しないよう命じたり、また、食物、空気、薬など、生きていくのに不可欠なものを禁じたとしても、人は服従しない自由 the Liberty to disobey を持つのである。（II 336/ I 301）

ホブズのコモンウェルスの主権のもとでの法の支配は、占有の法理論が個人の自由を守ろうと批判した軍事暴政とは異なる。そのことを示す具体的な説明が、主権設立の目的の妨げとならないとして徴兵制からの私的自由を是認した次の印象深い一節でないだろうか。

人がたとえ一兵士として敵と戦うことを命じられ、また、彼が拒否すれば主権者が死刑をもって処罰する権利を持っているとしても、多くの場合、彼はなお拒否することを許されており、しかも、それは決して不正ではない。例えば、身代りに、有能な兵士にでてもらう場合がそれであり、この場合に彼は、コモンウェルスに対する務めを放棄してはいないのである。また、（こうした危険な義務は期待できない）女性だけではなく、女性的で軟弱な男性についても、生来臆病であるという理由で、同じことが認められるべきである。

a man that is commanded as a Souldier to fight against the enemy, though his Sovereign have Right enough to punish his refusall with death, may neverthelesse in many cases refuse, without Injustice; as when he substituteth a sufficient Souldier in his place: for in this case he deserteth not the service of the Common-wealth. And there is allowance to be made for naturall timorousnesse, not onely to women, (of whom no such dangerous duty is expected,) but also to men of feminine courage. (II 338/ I 302-303)

帝国の原動力となる雄々しい軍事的な市民の徳を求める共和国<sup>72</sup>とは一線を画して、男性性に囚われずに個性の尊重までも示唆するリベラルな姿勢が読み取れることは特筆すべきであろう。

ホッブズの構想するコモンウェルスでは、臣民の私的自由は主権がなければ成立しない。これに反して、グロティウスがその戦争権論で正当化した VOC の活動は、司法・戦争・外交という主権者の本質的な権限において私企業が、暴力的な自由裁量の幅で、取って代わるものであった。ホッブズには、これはリヴァイアサンを分割する共和主義者の反逆と映ったであろう。所有権・契約・交易に直接関わるグロティウスの自然権理論によって裏付けられた VOC は東インド地域の部分的で不適格な主権者となり、会社財産の侵害に対する賠償と懲罰として捕獲の戦争権を行使し、平時でも、東南アジアの諸国家や住民に破滅的に不利となる独占的契約を強制した。「臣民の平和と安全」を目的とする主権者が、所有権・契約・交易で決定権を保持するという『リヴァイアサン』の学説は、東インド地域の現地のコモンウェルスと住民を守る論理に応用しうるものであっただろう。

## 第5章 『ビヒモス』の歴史叙述—主権の解体から拡大共和国の海戦へ

最後に、ここまで VOC とグロティウスの自由海の主張と比較検討してきたセルデンとホッブズの著作を、ホッブズの同時代史『ビヒモス』のイングランドの内乱および同時進行したオランダとの共和国同士の海戦の叙述に関連させて、同時代の歴史の進行の中に位置づけてみよう。『ビヒモス』からは、国内の内乱だけでなく、本論の主題である、海をめぐるオランダとの競争関係、戦争と平和の国際関係論についても論究できることを示す。内乱で王権から主権を奪取した共和国が周辺对国家に対し帝國的な主権を拡大する戦争に至ることで、内乱と対外戦争は結びついていた。君主の主権の崩壊によって、反乱の成功から私的な暴力のエネルギーの解放と正当化が進み、軍事共和国の不安的な武力は外にも向かい、

<sup>72</sup> ホッブズのギリシア・ローマ共和国に対する批判は、人心が「軍隊の指揮者たちの偉大な戦争の手柄から、強烈で、しかも魅惑的な印象を受ける」影響にあった（II 506/II 87）。

主権国家の間の協調関係による平和の国際秩序も破壊され、戦争が頻発する状態となる。このことを『ビヒモス』は内乱からアイルランド、スコットランド、オランダとの戦争の継起する叙述で伝えているのではないだろうか。

内乱以前にその遠因となる出来事として、船舶税 (ship money) への議会の反対に『ビヒモス』は言及している。セルデンの『閉鎖海論』は国王大権がブリテンの領海の平和と安全を保障することを説く主権論と読めるが、それは、一方で、VOCがグローバルな戦争権を行使する自由な海を説くグロティウスと論争し、他方で、国王の主権論はホップズがそれへの服従の義務を論証する道徳哲学である『リヴァイアサン』と連携していた。議会の船舶税反対に対するホップズの批判的な論調は<sup>73</sup>、彼が船舶税の含意するセルデンの説いたブリテン領海と国王主権を支持し、内乱と共和国がそれを崩壊させたと批判していたことを示唆する。

オランダとイングランドの対抗・競争については、海や東インドをめぐる両国の紛争が継続し、内乱の最中に両共和国は海戦に至る。この第1次英蘭戦争の開戦は1652年夏のことであり、『リヴァイアサン』公刊(1651年)の1年後で、セルデン『閉鎖海論』の英語版公刊は開戦直後の時期だった。以前のグロティウスの『自由海論』とそれを批判した『閉鎖海論』による論争はラテン語で行われていた。またホップズも以前の彼の政治学『市民論』をラテン語で書いていた。イングランドの内乱勃発から共和国への激動の1650年代になり、二人の著作が英語で出版され英国民に直接訴えたことになる。『ビヒモス』が示すように、内乱の原因は人々の思想にあり、主権者への服従の義務を正しく理解しない公衆や大学教育が問題であったという状況に置くならば<sup>74</sup>、英語の『リヴァイアサン』公刊は服従義務を教示しようと内乱の思想状況へ介入する行動であったと言えるだろう。

<sup>73</sup> 「イングランド王は、海上防衛用のために船舶建造と艀装のために、沿岸州であろうとなかろうと、イングランド全州に課税する権限を持っていた。近年になって王は、その税を課すべき理由があると考えたが、議会はそれを抑圧と見なして声高に反対した」(Behemoth, p.155/70頁)。「議会は船舶税徴収の不当性を人民に信じ込ませ、人民は船舶税を暴政 Tyrannical だと考えるようになった」(185/100)。

<sup>74</sup> 人民の義務への無知は Behemoth, p.110 (21頁) ほかを参照。大学教育批判は Behemoth, pp.159,165,179-180,182-183 (75,82-83,101-102,105-106頁) ほかを参照。

共和主義者ニーダムによる『閉鎖海論』の英語版としての再刊の方は、ブリテン領海の主権は国王を倒した共和国に移ったことを表明し、敵国オランダと戦う愛国心を国民に喚起する活動であった。『ビヒモス』が国内状況とリンクして対外関係も詳しく扱い、英蘭戦争の経過も叙述していることは着目に値し、その叙述は『閉鎖海論』英語版がしていたことの上記の解釈の傍証となる。ホップズは個々の海戦の叙述とともに、戦争の原因を次のように断定する。

戦いの真の原因は、イングランド側にすれば、彼らが差し出した友情がはねつけられ、彼らの使節が侮辱されたことにあり、オランダ側にすれば、あらゆる交易を独占しようとする貪欲さと互いの力の誤った評価にあった。

The true quarrell on the English part was that their profer'd friendship was scorn'd, and their Ambassadors affronted. On the Dutch part was the greedinesse to ingrosse all traffick, and a false estimate of our and their own strength.<sup>75</sup>

これは英蘭戦争についての現在の通説である、専らイングランドの航海法に焦点を置く経済史の原因論ではないことに注意しよう。ホップズは『ビヒモス』冒頭で、1640年から1660年の間の高い時間の頂上から人間の「あらゆる種類の不正 Injustice と愚行 Folly」を見下ろし観察すると意図を述べ、それらを「偽善 *hypocrisy* や自己欺瞞 *self-conceit*」に起因させている<sup>76</sup>。この道徳的な視座から英蘭戦争も説明されているのである。オランダとの連合を目指したイングランド外交の挫折について、イングランド共和国が期待したプロテスタントの自由共和国の連帯は高慢な「偽善や自己欺瞞」に過ぎなかったと読むことができ、他方、オランダの「貪欲」はイングランドが期待したプロテスタンティズムや共和主義理念の「偽善」や欺瞞を暴露し、自身の戦力の過信も「自己欺瞞」である。さら

<sup>75</sup> *Behemoth*, p.346 (284 頁). イングランドからの友好協定の申し出の拒否と外交使節への侮辱は国王を処刑した共和国新体制への不信によるものだったことをホップズは理解していた。オランダの民衆が使節と従者を「(本当にそうだったが)裏切り者とか人殺しと呼んで」暴動となったこと、イングランドの航海法や私掠行為を受けてオランダが交渉を求め使節を派遣した目的は「この国で民衆がどれくらい政府に満足しているかを知るためだった」ことに論及している (*Behemoth*, p.344-345/282-283 頁)。

<sup>76</sup> *Ibid.*, p.107 (17 頁)。

に言えば、グロティウスのポルトガルの東インド独占への批判も、ここでのオランダの独占欲の指摘からは、結果的に「偽善と自己欺瞞」に過ぎなかったことを批判していることになる。

英蘭戦争について、ホップズや『ビヒモス』に言及してはいないが、それと重なる解釈を現代の歴史研究に見出すことができる。この戦争の原因について、オランダとの外交交渉やオランダに反発する民衆の世論も分析したピンクス近年の研究は、航海法や領海権自体というよりも、プロテスタントと共和国というイデオロギー上の大義からのイングランドの外交政策に原因を求める。イングランド残部議会はオランダに同じ敬虔な共和国を期待し、自由と信仰のための連合を模索したが、オランダは一枚岩ではなくオレンジ家のスチュアート朝への支持も根強く残り、国王弑逆者の共和国への不信から、相互の私掠行為や民衆レベルでの反発が強まった。そうした中で、交易や漁業権をめぐる紛争は、領海権をめぐる従来の論争から、イングランド国王が有していたのと同じ領海権を共和国や国民にも認められるかという論争に性格を変えていた<sup>77</sup>。

『閉鎖海論』を英訳したニーダムは、残部議会への冒頭の献辞書簡で、ブリテンの領海権の大義を「国民の大部分」に読める英語で伝え理解させようとする英訳の意図を説き、領海を侵害するオランダへの国民の敵意を扇動した。そこで彼は「この島の周囲を流れる諸海の主権 the Sovereignty of the Seas flowing about this Island」が「ブリテン帝国の不可分の付帯権 an inseparable appendant of the British Empire」と世界から認められてきたと述べるときに、「イングランド王位を継承してきた国王たちは諸海を監督する主権者 the Sovereign Guard of the Seas であり続けた。彼らはそこで航行し漁業をする全ての船舶に税や貢納を科してきた。彼らは外国人に対してその航行権を意のままに閉じたり開いたりしてきた。そして絶対的な海の領有権 an absolute Sea-Dominion を証する他の全ての事を行ってきた」と領海権が国王の大権であった歴史に触れている。このように彼が「死んだ暴君 the late Tyrant」と呼ぶチャールズ1世も含めて、王政と領海の結

<sup>77</sup> Steven C. Pincus, *Protestantism and Patriotism: Ideologies and the Making of English Foreign Policy, 1650-1668*, Cambridge University Press, 2002, pp.70-72.

合の伝統を認めたくえて、共和国議会在イングランドの権利と正義を陸上で「国内の暴政 Domestick Tyrannie」に対して確立したように、海上でも外国の侵略から守る正統性を有すると主張する。これに対するオランダを始め周辺諸国の反対が共和国への不信と警戒にあることを彼は把握していて、「あなたの全ての敵たちの言い争いの根拠はあなた方が共和国であるということだけである」と断言している。ニーダムは「実際に海は陸に劣らずあなたの領土で、全ての国民によって海は、あらゆる政体の変更のもとでも、陸地を領有する者に疑いなく帰属するとされてきた」と反論している<sup>78</sup>。マキアヴェリの共和主義を受け継ぐニーダムの構想では、海の領有・支配を通して海外に拡大するイングランド共和国は、その軍事・商業の覇権の拡張のために、オランダ共和国との連合を交渉したが拒絶されて、軍事力で合同を強行しようとしたのである<sup>79</sup>。ニーダムこそはホップズが警戒したコモンウェルスの帝国への膨張の思想を体現する共和主義者の一人であったと言える。以上が当初のセルデンのグロティウス批判の意図とは区別すべき、王政から共和国への体制転換後の政治外交状況のもとでの、共和主義者による英語版公刊の意図であった。

体制の転換後も国民に領海権が引き継がれるか、この点は革命前にセルデンが国王大権に依拠した「ブリテン海洋帝国」の時代にはなかった問題である。『ビヒモス』でホップズは明快にこの点について、「海の領有権はイングランド人にある The Dominion of the Seas belonging to the English」<sup>80</sup>と繰り返して述べている。王政を打倒した共和国にも国家として連続した領海権があるという正統性を認めるのである。

さらに、直接の戦闘開始の契機となったのも、領海権をめぐる争いであるとホップズは解釈している。この点で、オランダの自由海論に対するイングランドの閉鎖海の論争がこの英蘭戦争の叙述を構成していると言えるだろう。海は無主物の

<sup>78</sup> Marchamont Nedham, "The Epistle Dedicatorie to the Supreme Autorite of the Nation, the Parliament of the Common-wealth of England," Nov.19, 1652 (no pagination) in Selden, *Of the Dominon, or Ownership of the Sea.*

<sup>79</sup> Thomas Poole, *Reason of State: Law, Prerogative and Empire*, Cambridge University Press, 2018, pp.69-70.

<sup>80</sup> *Behemoth*, p. 348 (286 頁).

共同利用の場ではなく、イングランドの領海権の正当性がホップズの歴史叙述の前提である。イングランドの領海権を認めることを示す儀礼が領海に入った船舶が旗を降ろすことであった。これをイングランドの軍船は求めて警告に砲撃し、オランダの軍船は従ったこともあるが、拒否して砲撃した。この旗を降ろす儀礼の遵守をめぐる戦端となったこと、先述のように領海権はイングランド側にあるので、戦争を開始したのはそれを侵したオランダ側であることを解説する語り部役の老人Aと聞き役の若者Bとは次のように対話する。

B. 両国が本気で戦闘を決意した時点で、何の必要があって、どの国が戦争を始めるかについてこのような儀礼にこだわるのでしょうか。というのも、これによって味方や同盟者を得られるかどうかを考えてみれば、そのような儀礼は無益だと私は思うからです。そうした状況において、君主や国は隣人の正義よりも、当該事態における自身の利害を重視しますから。

B. What need was there, when both nations were heartily resolved to fight, to stand so much vpon this complement of who should begin? For, as to the gaining of friends and confederates thereby, I think it was in vain, seeing Princes and States in such occasions look not much vpon the iustice of their neighbours, but vpon their own concernment in the euent.

A. 普通はその通りだが、この場合は、海峡の領有権が立派な権利であり、わが海岸に出入りするすべての諸国の羨望の的となり、その結果、おそらく諸国はこの領海権に反対するだろう、とオランダは承知していたから、この問題を戦闘状態に持ち込んだのは充分賢明な振る舞いだった。

A. It is commonly so. But in this case the Dutch knowing the Dominion of the Narrow Seas to be a gallant title, and enuyed by all the Nations that reach the Shore, and consequently that they were likely to oppose it, did wisely enough, in making this point the state of the quarrell.<sup>81</sup>

オランダは領海を認める儀礼を拒否しイングランドの領海をめぐる開戦して、

---

<sup>81</sup> Ibid., p.349 (287-288頁).

この領海を国際的な争点にすることで、それを妬む諸国の支持を期待したのを「賢明」な戦略とホップズは評価している。若者 B に対する老人 A の応答から、ホップズのみる国際関係は国家が単独で国益のみを単純に追求し軍事力のみが決定する孤独な個のアナーキーな自然＝戦争状態ではなく、他国の正義や儀礼も計算に入れ考慮して、協同連携の可能性を探る世界であったことが示唆される。国際的な連合の基礎となりうる点で、国家間の正義や儀礼も共有された一定の規範として意味をもつと想定されている<sup>82</sup>。

内乱を引き起こした聖職者への激しい非難と対照的に、この対外戦争の叙述で、ホップズにはニーダムのような好戦的な愛国心を扇動するような筆致が見られないことも指摘しておくべきだろう。戦争の終結に向けて、双方が交渉で無理な要求を出し歩み寄りの姿勢のないことに批判的であるように見える。若者 B が「どちらの側にも大きな勝ち目がありませんね。強いて言うなら、イングランド側でしょうか」という戦況への関心に対して、老人 A は「いやむしろ、どちらの側にも和平への志向はなかった Nor did either of them ere the more incline to peace」と平和の観点を教示している<sup>83</sup>。もとよりイングランド共和国にもそれが模倣したオランダ共和国にも敵対的であったホップズは、好戦的な海軍国家としての両共和国の戦争を冷徹に観る視点があり、オランダを模倣し、プロテスタントの真の宗教と共和主義の連合を求めるイングランドの外交とそれが国王弑逆へのオランダの不信感から拒絶された「愚行」を風刺的に眺めていると感ぜられる。このホップズの視線は両国の侵略を受ける遠い批判的な「インドの視点」に

<sup>82</sup> 上記の引用で、領海権を修飾する gallant という形容詞は、OED の定義で、loosely, as a general epithet of admiration or praise: Excellent, splendid, 'fine', 'grand' の意味で、騎士道・宮廷社交・紳士の含意をもった説明が当てはまるので、領海権について gallant title は王権の権利を示唆し、それへの周辺諸国の羨望と反対には、王国の権利を篡奪した共和国への不承認を読み取ることもできよう。現代のピンクスの解釈と同様に、ホップズも領海権を国王でなくイングランド共和国が保持することがオランダ側からも戦争の理由だったと見ているのである。なお、このオランダの戦争理由の説明はマルコムによって、「名誉の社交作法 a code of honour に関係する共有された価値観」が国際関係で演じる重要な役割の例として引用され、ホップズに国際社会の前提があることが論じられている (Malcolm, op.cit., p.453)。

<sup>83</sup> *Behemoth*, p.352 (291 頁)。

通じるところがあるだろう。

この海戦のオランダ商業海洋帝国との関連は、「東インドから戻る5隻のオランダ船」をイングランドのブレイク (Robert Blake) が拿捕しようとし、オランダのトロンプ (Marten van Tromp) が守り母国へ送ったという記述に表れている<sup>84</sup>。また、戦争前の協定の交渉でイングランド側からアンボイナ事件の補償要求があったことから<sup>85</sup>、両国の関係は東インドでの利害が絡んでいることが読み取れる。帝国支配の軍事力の破壊性への批判的な姿勢が鮮明に出ているのは、数年前の1649年のアイルランド征服の叙述で、「クロムウェルが到着し、途方もない勤勉さと身の毛もよだつ作戦によって、彼が滞在して1年も経たないうちに、あるやり方でアイルランド全土を征服した。アイルランド人の大部分を殺し、すなわち絶滅させ、残余を自分の娘婿であるアイアトンに征服させたのだ」と批判している<sup>86</sup>。これは当然宗教対立の問題も絡むが、必要を超えた好戦性に自然法違反の「残酷さ」を指弾した『法の原理』と呼応する。拡大する帝国の戦争はこうした残酷な戦争としてホッブズの主権国家の平和の秩序と対立する。

## 結論—帝国主義的な戦争の権利と平和の自然法

グロティウスの自然法はローマ私法から個人の諸権利とその救済手続きを国家以前の自然状態に多く適応させた。個人の主体的な自然権には生命・身体・自由に関する自衛権、所有権、契約による債権、刑罰権があり<sup>87</sup>、これらが正戦の理由となり、主権国家ではない私的な個人や法人の戦争の権利を正当化した。自由な海洋を経由するVOCの東インドとの自由貿易を阻害したポルトガルは人類社会の全般的利益に損害を与えた犯罪で処罰されるべきであり、VOCに統合される商船による私掠行為は正当な復仇として認められる。

<sup>84</sup> Ibid., p.350 (289頁).

<sup>85</sup> Ibid., p.345-346 (284頁).

<sup>86</sup> Ibid., p.328 (266頁).

<sup>87</sup> Straumann, op.cit., pp.173,182,189,191,208,211-212. 本論ではグロティウスによるローマ私法の適応の詳細を検証するだけのローマ法についての知識準備はなく、法による暴力からの救済と安全の確保という中心点において、彼のローマ私法から国際法への適応がインドの無告の民に平和をもたらす秩序を用意する思想に帰結したかを問う。

特に自然法を強制する私人の刑罰権を認め主権を分割するグロティウスは、セルデンやホップズの国家に絶対的に集中した主権論と対立する。ホップズとの対比をグロティウスの次の引用は鮮明に示す。

刑罰を科する大義は自然なもので、私たちが第1の法〔自身の生命を守り、損害の脅威となるものを避けることは許される〕と呼んだ規則に由来することは明らかである。そうであったとしても、本質的に罰する権力は国家に帰属する権力ではないだろうか。全くそうではない。それどころか、政治家のあらゆる権利が国家から由来するように、同じ権利が私的な個人から国家に来ている。そして、同様に、国家権力は集団的な合意の結果である（中略）。それゆえ、誰も所有していなかったものを譲渡することはできないので、懲罰権は国家が保持する前には私人が保持していたことは明らかである。<sup>88</sup>

この論理から刑罰権は無限定な主体に広く共有される。海洋のような自然状態では私人に帰属し、また、それは被害の当事者でなくても、さらには関係者と同じ国家に帰属していなくても、それと無関係に行使できる権利であるので、そうした権利を譲渡された主権者は臣民だけでなく外国人にも処罰権をもつことになる。周知のようにロックが発展させることになる「非常に奇妙な学説」の革新性は、グロティウス自身もサラマンカ学派との対比で、正戦を「国家の管轄権」を超えて「自然法」から考える点において、自覚していた<sup>89</sup>。

主権者以外にも戦争権を拡大することで、東インドにおけるポルトガルの独占的な海洋商業帝国に対するオランダと VOC の抵抗を正当化する点で、グロティウスの自然権論は属州や植民地の独立戦争のような反帝国主義の抵抗原理となる可能性を評価することもできる。しかし実際にはその後グロティウスが東インド交易へのイングランドの参入を阻む VOC の独占政策を VOC と現地の諸王との

<sup>88</sup> Groius, *Commentary on the Law of Prize and Booty*, pp.136-137. Straumann, op.cit., p.208-209 に引用。

<sup>89</sup> Grotius, *The Rights of War and Peace*, 2-20-40-4, book II, p.1024. Straumann, op.cit., 216 II に引用。

条約を盾に弁明したように、オランダによる独占的な搾取となる不釣り合いな通商関係を契約の順守の原理で正当化する個人の自然権は、植民地主義のイデオロギーとなった。

自然権に基づく戦争権の主体を万人に拡散するグロティウスは、セルデンやホッブズの主権論と比較するとき、国際関係を、de facto のみでなく de jure でも、アナーキーな戦争状態としての自然状態に固定化し、正義や法の秩序に戦争の実力が浸透することを正当化し<sup>90</sup>、さらには、特に懲罰権を万人に開放したことは、帝国による人道主義を装う介入を認めることになり、依存により主権の間の平等を損なう結果になっただろう。

VOCの侵出に最適な自然法の言説ともみなせるグロティウスに対して、オランダとVOCの強暴な植民地主義と競争したイングランドからは、主権の法秩序を海にも広げるセルデンのブリテン領海への主権の歴史を受けて主権理論を発展させたホッブズに、対照的な平和と独立主権の国際関係思想を見出してきた。VOCの世界帝国を正当化するグロティウスの自由な海と自由貿易のレトリックと対照させるとき(彼の言説全体は多数の著作にわたって分散的に展開しており、むしろセルデンと相互参照し協働している論点も少なくないが)、セルデンは個別の世俗国家主権による限定的に拡大する領海を主張し、その多元的な主権の間に介在する諸国民の実定法の秩序の歴史を国際的な交流関係と法慣習(moresとconsuetudo)の生成で説明した。ホッブズは正義を破壊的な戦争の自然状態から切り離し前者の成立を国家状態に移したことで、正義の戦争論を解除し、国際関係から戦争の契機を減らし、少なくとも内面において効果のある平和の第一の自然法を推奨した。分割と分散を許さない絶対主権への集中は「臣民の安全と平和」を保障する国内秩序だけでなく、対外関係でも戦争権の主体を公権力に限定した。帝国への膨脹に対するホッブズの警告は、各地域の限定的な主権国家によ

<sup>90</sup> Straumann, p.215によれば、グロティウスは、法は「実力に支援されなければ、その実効性を外的に持たない」という事実から「実力を法と同じ軌に連結すること」を許し、脅威として働くことを、罰する自然権に認めていた(*De iure belli ac pacis*, prol.19)。しかし、戦争権と一体化する刑罰の自然権は法の実行化よりも法の無力化をもたらすのではないだろうか。

る同等の平和な国内秩序が多角的に共存することで世界の平和を志向する。

万人の自然権としての懲罰権を主権者の懲罰権の起源として正当化した、上記のグロティウスへの反駁として、第3章でみた『リヴァイアサン』第28章の処罰権の由来論は読むことができよう。上述のように、ホブズによれば、自衛権は、自身の生命・身体に暴力を加える権利と同等である処罰権とは別であり、そうした危害を自身に加える権利を他者に譲渡することはない。そして、国家に譲渡したのは他人を守る権利で、自衛権は譲渡していないのである。したがって、グロティウスの言う処罰権の譲渡や私人の処罰する自然権は否定される。さらにホブズは私人の処罰権の否定を徹底して追究する。自然状態において万人に危害を加える戦争権が処罰権の起源ということは認めるが、主権者以外は皆この戦争権を放棄し、主権者のみに（自然法による制限の付加を除き）残されたので、私人にはそもそも一切処罰権はないし、国外の海洋の国際関係で私人が持つのは戦争権であってそれを処罰権と混同すべきではない。私的な復讐や侵害は処罰から区別され、敵や反逆者への加害は処罰権によるのではなく、戦争の権利から正当な敵対行為である。こうした戦争権と処罰権の区別は、帝国主義の戦争を人類社会への罪に対して第三者が介入する懲罰権で正当化することを不可能にし、戦争の拡散を抑えるだろう。懲罰権は国法による国家の中に囲い込まれ、不要な戦争に混入し美化することはなくなる。戦争権は無実の敵国民でも、コモンウェルスの利益になれば、どのような加害行為も自然法違反ではないと断言される。しかし、兵士になるようにという主権者の命令に従わない臣民の自由を承認していることや、戦争の必要と残酷な好戦的な精神を区別し、戦争においても「自分自身の良心において将来の何の利益も予見しえないような残酷さ」の禁止を自然法が命じるとしていることは、帝国主義的な戦争への批判者としてホブズを読むことの証左となるだろう。